

第6回 石岡市文化財調査報告会

発表要旨

東大橋原遺跡の圧痕調査	金子 悠人	2
舟塚山第14号墳 古墳時代中期後半の「大型」円墳	富田 樹	6
常陸国分寺跡（ガラミドウ地区） 国指定100周年、推定塔跡の確認	小杉山 大輔	12
関川文書 石岡の中の水戸藩資料	竹内 智晴	18
常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事	谷 伸俊 雄	26

2022

石岡市教育委員会

例　言

1. 本書は、2022（令和4）年8月20日（土）に開催する「第6回石岡市文化財調査報告会」（主催：石岡市教育委員会）の発表要旨です。
2. 本書の執筆は各報告者が行いました。編集は石岡市教育委員会 文化振興課が行いました。
3. 報告会の開催にあたり、下記の方々からのご協力とご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。

小林 謙一　　佐々木 憲一　　佐々木 由香　　山本 華

中央大学文学部考古学研究室　　常陸國總社宮

常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会　　明治大学文学部考古学研究室

第6回 石岡市文化財調査報告会 プログラム

開催日 2022（令和4）年8月20日（土）

会 場 八郷総合支所 101～103会議室

13:00	東大橋原遺跡の圧痕調査	金子 悠人
13:40	舟塚山第14号墳 —古墳時代中期後半の「大型」円墳—	富田 樹
14:20	常陸国分寺跡（ガラミドウ地区） —国指定100周年、推定塔跡の確認—	小杉山 大輔
15:00	休憩	
15:15	関川文書 —石岡の中の水戸藩資料—	竹内 智晴
15:55	常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事	谷 伸俊 雄

東大橋原遺跡の圧痕調査

石岡市東大橋

石岡市教育委員会 金子悠人

遺跡の概要

東大橋原遺跡は、茨城県石岡市東大橋に所在する縄紋時代から奈良・平安時代にかけての遺跡です(図1・2)。遺跡北側に園部川を臨み、標高20~25mの台地上に位置しています。1977年から1979年の3年にかけて学術調査が実施されました(図2・3)。1978年の調査では、縄紋時代中期(加曾利E1式期とされる)の土器焼成構造が確認されており(川崎ほか1979)、茨城県内でも代表的な縄紋時代の遺跡の一つになっています。その成果は、多数の文献で報告・発表されています(川崎ほか1978・1979・1980ほか)。また、その後も継続した試掘調査・発掘調査がおこなわれています(小杉山2007、小杉山・曾根2008・2010ほか)。

調査の方法

縄紋時代の人々の植物利用の実態について知るために、東大橋原遺跡を対象として圧痕調査をおこないました。

今回の対象資料は、1978年の東大橋原遺跡第2次調査出土土器資料を中心に第1次調査から第3次調査までの縄紋土器資料4367点を対象としました⁽¹⁾。圧痕採取は、丑野ら(1991)や比佐・片多(2006)の手法を参考し、以下の手順でおこないました。

まず目視およびルーペによる土器の観察をおこない、種実など圧痕の可能性がある土器を抽出しました。その後、圧痕部分を洗浄し、印象材(JMシリコン インジェクションタイプ)と離型剤(バラロイドB72の9%アセトン溶液)を用いてレプリカ試料を作成しました。レプリカ試料作成後は、アセトンにより圧痕およびその周辺に塗布した離型剤を除去しました。作成したレプリカ試料は実体顕微鏡での観察後、種実等の可能性がある試料を走査型電子顕微鏡(KEYENCE社製 VHX-D500/510)にて撮影・計測しました。

調査結果

調査の結果、作成した17点のレプリカ試料のうち、11点の試料が何らかの圧痕であると同定されました(表1・図4)。同定結果は、ササゲ属アズキ亜属種子が1点、ササゲ属アズキ亜属種子?が1点、シソ属果実が3点、キ

ハダ種子が2点、不明種実、不明植物が各1点、不明植物または昆虫のフンが1点、不明木材が1点でした。

茨城県内における圧痕調査事例は、弥生時代前半を中心とした調査がおこなわれた殿内遺跡などが挙げられます(遠藤2015)が、縄紋時代中期を対象とした調査報告事例は少なく、今回の調査は茨城県内の圧痕調査を進めるうえでも重要な成果です。また、石岡市内では初の調査事例となります。

考察と今後の課題

今回の調査では、土器総数4367点のうち、11点が確認されました。出土土器に占める種実圧痕の割合は0.252%であり、同時期を中心とした調査からみても、ほぼ同程度の割合で圧痕が検出されたことがわかります(山本ほか2017、中川ほか2019、西本ほか2022)。

また、今回確認された2点のササゲ属アズキ亜属種子は簡易梢円固体積で、1点目(表1-11)が35.96 ml、2点目(表1-8)30.70 ml⁽²⁾(那須ほか2015)でした。那須ほか(2015)の基準によれば、30 ml以下を野生型、60~70 mlを栽培型、その間を野生種と栽培種のサイズが重なる中間型としています。今回は中間型に含まれることになります。中山(2015・2020)の指摘によれば、ヤブツルアズキは、縄紋時代中期中葉以降、栽培化・栽培種の兆候を得るものとされています。また、那須(2018・2019ほか)も、小型のマメが依然として利用されていることに触れつつも、縄紋時代中期から後期前半の中部高地と関東地方西部の諸磯・勝坂式土器文化圏においてドメスティケーションの始まりの可能性を指摘しています。今回のアズキ亜属種子は、そうした既往の調査の時期に合致するとともに、茨城県内においてドメスティケーションによる種子サイズの変化が起きた可能性を示すものです。

さらに、今回の調査で、マメ類とシソ属、キハダをはじめとしたしうる果類がセットで確認されました。これは、中部高地から関東地方にかけての縄紋時代中期中葉から後葉の傾向と類似するものであり(中山2015、佐々木2019ほか)、県内・市内における植物利用の実態が確認できました。

今後、今回調査しきれなかった東大橋原遺跡出土土器

や他遺跡の土器に関しても引き続き調査をおこない、より詳細なデータの構築に努めていきたいと思います。

註

(1)今回の調査のほとんどは、破片資料です。完形土器に比してやや検出率が下がることが過去の調査(山本ほか 2017)などからも推測されます。

(2)長さのみ残存値で計算。実際はやや大きくなることが推測されます。また、簡易格円体体積の計算方法として中山(2015)によるものもあげられます。

この調査は令和 2 年-6 年度学術変革領域研究(A)計画研究 B02 班「土器型式と栽培植物の高精度年代体系構築」(領域代表 小畠弘巳(20A102)、研究班代表小林謙一(20H05814)) の一部を使用しました。また、詳細については、2023 年 3 月に刊行予定の『中央史学』(中央史学会)に掲載予定です。

また、今回の調査では小林謙一氏、佐々木由香氏、山本華氏にご協力をいただきました。記して謝意を申し上げます。

参考文献

海老沢稔 1978 「石岡市東大橋原遺跡」『第 2 回茨城県考古学研究発表会要旨』茨城県考古学協会・勝田市教育委員会

川崎純徳・海老沢稔・黒沢彰哉 1978 「石岡市東大橋原遺跡—第 1 次調査報告—」石岡市教育委員会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔 1978 「茨城県東大橋・原遺跡における縄文土器焼成遺構」『月刊 考古学ジャーナル』155 ニューサイエンス社

海老沢稔 1979 「3. 東大橋原遺跡第 2 次調査(石岡市)」『第 3 回 茨城県考古学研究発表会要旨』茨城県考古学協会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔・松本裕治・川又清明・横山仁 1979 「石岡市東大橋原遺跡—第 2 次調査報告—」石岡市教育委員会

川崎純徳・黒沢彰哉・海老沢稔 1979 「(9)茨城県石岡市東大橋・原遺跡の縄文土器焼成遺構」『日本考古学協会昭和 53 年度大会研究発表会要旨』日本考古学協会

川崎純徳・海老沢稔・横山仁 1980 「石岡市東大橋原遺跡—第 3 次調査報告—」石岡市教育委員会

丑野毅・田川裕実 1991 「レプリカ法による土器圧痕の観察」『考古学と自然科学』24 日本国文化財科学会

石岡市遺跡分布調査会 2001 「石岡市遺跡分布調査報告」石岡市教育委員会

比佐陽一郎・片多雅樹 2006 「土器圧痕レプリカ法による転写作

業の手引き(試作版)』福岡市埋蔵文化財センター

小杉山大輔 2007 『市内遺跡調査報告書』2 石岡市教育委員会

小杉山大輔・曾根俊雄 2008 『市内遺跡調査報告書』3 石岡市教育委員会

小杉山大輔・曾根俊雄 2010 『市内遺跡調査報告書』5 石岡市教育委員会

那須浩郎・会田進・佐々木由香・中沢道彦・山田武文・奥石甫 2015 「炭化種実試料からみた長野県諏訪地域における縄文時代中期のマメの利用」『資源環境と人類』5

中山誠二 2015 「中部高地における縄文時代の栽培植物と二次植物の利用」『第四紀研究』54

遠藤英子 2015 「栽培穀物からみた、日本列島における農耕開始期の様相」(学位論文)

山本華・佐々木由香・大網信良・龜田直美・黒沼保子 2017 「東京都下野谷遺跡における縄文時代中期の植物資源利用」『植生史研究』26-2

那須浩郎 2018 「縄文時代の植物のドメスティケーション」『第四紀研究』57

佐々木由香 2019 「土器種実圧痕から見た日本における考古植物学の新展開」庄田慎矢編『アフロ・ユーラシアの考古植物学』

那須浩郎 2019 「縄文時代の狩猟採集社会はなぜ自ら農耕社会へと移行しなかったのか」庄田慎矢編『アフロ・ユーラシアの考古植物学』

中川真人・相模原縄文研究会・山本華・佐々木由香・パンダリスダルジャン 2019 「勝坂遺跡の縄文土器種実圧痕にみる植物利用」『相模原市立博物館研究報告』27

中山誠二 2020 『ものが語る歴史シリーズ⑥ マメと縄文人』同成社

金子悠人 2022 「東大橋原遺跡—石岡市の縄文時代—」解説冊子 石岡市教育委員会

西本志保子・佐々木由香・小林謙一・山本華・小林尚子 2022 「3. 清水ヶ丘遺跡・武藏國府間連遺跡東京競馬場地区の土器圧痕調査」『新府中市史研究 武藏府中を考える』4

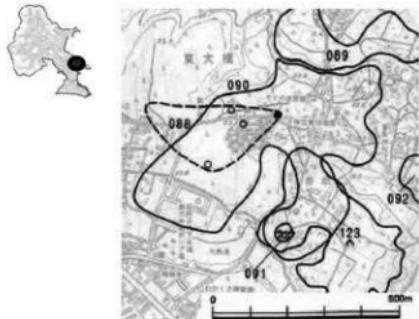


図1：東大橋原遺跡(90)位置図(右岡市遺跡分布調査会 2001:44
より引用)



図3：東大橋原遺跡土器焼成遺構(A-3)発掘状況(川崎ほか
1979)

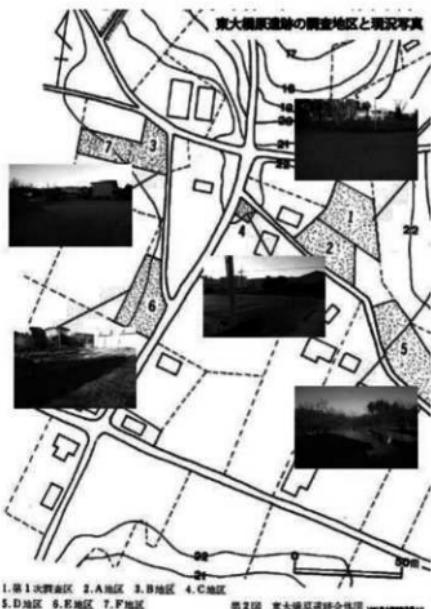
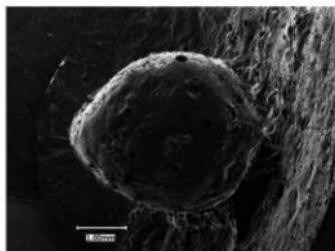
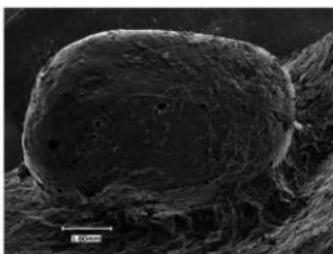
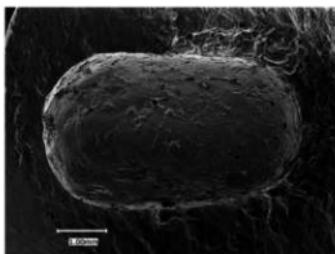


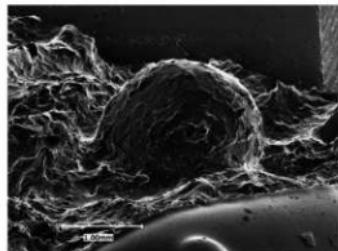
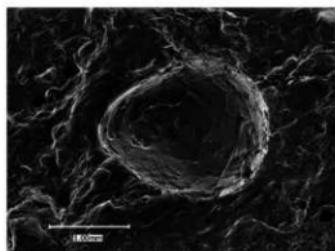
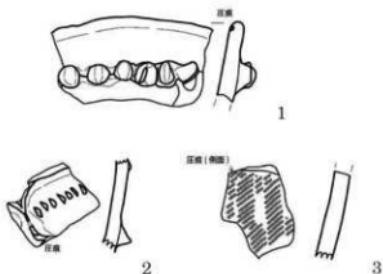
図2：東大橋原遺跡の調査地点と現況写真(金子 2022:5 より引
用)

No	時期(縄紋 時代)	土器型式	圧痕残存部位 及び付着面	分類群及び部位	長さ(長 軸・mm)	幅(短 軸・mm)	厚さ (mm)	簡易椭円体 体積(mm ³)
1	中期中葉	阿玉台Ⅲ式	胴部	断面	シソ属果実	(2.13)	(1.56)	1.79
2	中期中葉	無文	胴部	断面	シソ属果実	(2.06)	(1.48)	-
3	中期中葉か	縄紋のみ	胴部	断面	キハダ種子	(2.75)	(2.69)	1.59
4	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	外面	不明植物	(4.38)	2.79	2.51
5	中期		底部	外面	不明種実	1.92	1.84	1.37
6	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	胴部	断面	キハダ種子	(3.53)	2.41	1.85
7	中期	無文	胴部	断面	シソ属果実	2.33	(2.17)	(1.72)
8	中期中葉か	阿玉台式か	胴部	内面	アズキ亜属種子?	(5.52)	3.73	2.85
9	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	断面	不明種実/昆虫のフン	(3.23)	2.17	1.83
10	中期後葉	加曾利E1式	胴部	断面	不明木材	(2.77)	2.48	2.49
11	中期中葉	阿玉台Ⅳ式	口縁	内面	アズキ亜属種子	5.56	3.85	3.21
								35.96

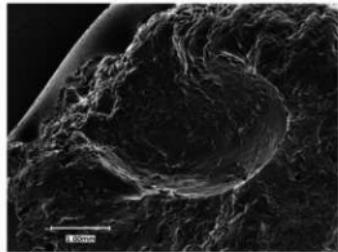
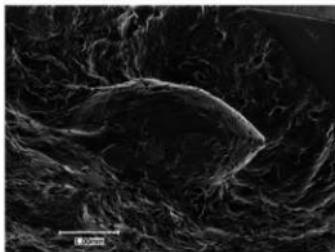
表1：東大橋原遺跡出土土器圧痕一覧・()内は残存値



1 (表 1-11)



2 (表 1-1)



3 (表 1-6)

図4：主な種実圧痕と検出された土器(縮尺 1/3)(1:ササゲ属
アズキ亜属種子、2:シソ属果実、3:キハダ種子)

ふなつかやま 舟塚山第14号墳

石岡市北根本

古墳時代中期後半の「大型」円墳

明治大学大学院 富田樹

遺跡の概要

舟塚山第14号墳は、茨城県石岡市北根本に所在する古墳です。恋瀬川と山王川にはさまれた台地上に位置し、東日本2位の墳丘規模を誇る舟塚山古墳（墳丘長183m）や府中愛宕山古墳（墳丘長96m）をはじめ、総数41基からなる舟塚山古墳群に属しています（図1）。舟塚山第14号墳は、舟塚山古墳の後円部に近接しており、舟塚山古墳の「陪冢」だという意見もあります（瓦吹2009；茂木2010, p.320）。しかし、2013年に明治大学が行った測量調査時に舟塚山古墳よりも新しい円筒埴輪が採取されました（佐々木2018）、陪冢ではない可能性が提起されました。また、周濠と想定される部分が地表面に黒く浮かび上がることから、独立して周濠を有すると考えられました。

そのため、舟塚山14号墳の本来の墳丘規模や築造時期を明らかにするために、発掘調査を行いました。発掘調査は、明治大学文学部の「考古学実習I、II」の授業の一環として、石岡市教育委員会のご協力のもと、令和3年8月1日～6日に実施しました。

発掘調査の成果

発掘調査では現存する墳丘の南北に1本ずつトレントレンチを設定し、両方のトレントレンチで周濠を検出することができました（図2、3）。周濠は、北側では幅約4.9m、南側では幅約3.5m、地表面からの深さは約1mでした。

検出できた周濠をもとに古墳の規模を円墳として復元すると、直径31mとなります。詳しくは後述しますが、独立して周濠を有しており、規模を復元することができたことは、舟塚山第14号墳の性格を考える上で非常に重要なことです。

出土品の概要

周濠からは、埴輪片や土器片が出土しました（図4）。埴輪には円筒埴輪と、器種不明の形象埴輪が少数あります。埴輪には黒斑がみられず、窯窓焼成と考えられます。土器は弥生土器や平安時代の土器が出土しています。

円筒埴輪は、墳丘北側の第1トレントレンチで多く出土しています。特に、大きさを推定することができ、突帯の間隔が分かる資料は注目できます（図4-1）。

円筒埴輪の技法的な特徴を抽出すると、①窯窓焼成、②精選されたきめ細やかな胎土、③外面板ナデ調整がみられる、④丁寧な内面調整、⑤1cm程度の薄手の器壁、⑥幅は1cm前後と細身で、1cmを超える突出がみられる突帯、⑦突帯間隔が約17cm、となります。

遺跡の評価

発掘調査で得られた情報から、舟塚山第14号墳の位置付けを考えたいと思います。まず、発掘によって独立して周濠を有することが確定したため、舟塚山古墳の「陪冢」ではないということができます。ここでの「陪冢」は、藤田和尊氏が規定した、1つの大型古墳に対し(1)規模などが劣り、(2)同時代の築造で、(3)計画的に配置され、(4)主墳の周濠の周堤帶上に位置するか、通路など主墳の間をつなぐ構造物がある、古墳のことを指します（藤田1993）。14号墳は周濠を独立して持ち、舟塚山古墳と接しておらず、時期も異なるため、近畿地方の大型古墳にみられる「陪冢」ではないといえます。

また、直径31mの円墳であることから、この古墳を「大型」として評価できます（図5）。茨城県や千葉県では、古墳の大きさが、概ね30mを境に数が減ることが分かれている（曾根2009、田中2001）ためです。舟塚山古墳群中の確実なものでは、前方後円墳の舟塚山古墳、府中愛宕山古墳、21号墳（90m?）、円墳の13号墳（直径35m）に次ぐ大きさです。14号墳の被葬者は、舟塚山古墳に葬られた大豪族の後継首長であると考えることができます。

円筒埴輪からも、舟塚山古墳の後を継いだ豪族の奥津城であることを傍証することができます（図6）。先にあげた円筒埴輪の特徴のうち、②のきめ細やかな胎土や、⑤の薄手の器壁は、舟塚山古墳と共に（井2012）、④の丁寧な内面調整も同様の可能性があります。つまり、基本的な製作技法が共通していることから、舟塚山古墳の埴輪を生産した集団の後裔が、14号墳の埴輪を製作した可能性が考えられます。

舟塚山古墳と14号墳の円筒埴輪の相違点も確認しておきます。①の窯窓焼成や③の外面板ナデ調整は、舟塚山古墳よりも後出する根拠となります（川西1978、斎藤2019）。⑥の細身で突出する突帯のうち、細身な点は舟塚

山古墳と共にあります（井 2012）が、突出する点は異なります。この突出する突堤は、小美玉市（旧玉里村）の妙見山古墳の影響とみられます（図6 上）。

こうした特徴から、14号墳は、舟塚山古墳よりも新しい古墳ということができます。舟塚山古墳が5世紀初頭頃の築造だと考えると、5世紀中葉頃の妙見山古墳を挟んで、5世紀後葉頃の築造と考えられます。なお、⑦の突堤間隔約17cmという特徴も、この想定とは矛盾しません。古墳時代後期になると、突堤間隔が14cm未満となるからです（図6 下）。ただし、旧玉里村域の古墳の様相が分からないので、突堤間隔約17cmという特徴は舟塚山古墳群に限定された特徴である可能性もあります。

まとめ

今回の発掘調査によって、舟塚山第14号墳の意義が明らかになりました。舟塚山古墳と府中愛宕山古墳は時期が離れていますが、その間に舟塚山古墳群で盟主墳が築造され続けていたことが明確になりました。

石岡市小井戸に所在する要害山古墳（前方後円墳、墳丘長75m）との関係性や、埴輪の系統関係など、検討すべき課題は多いですが、霞ヶ浦北岸地域の古墳時代中期の様相理解に大きく貢献できる調査成果だといえます。

文献

- 井 博幸 2012「舟塚山古墳群をめぐる断想—埴輪、出土・採集遺物からの接近—」『茨城県考古学協会誌』第24号
- 小澤重雄 2016「茨城県行方市三昧塚古墳の出土資料について」『三昧塚古墳とその時代』茨城県立歴史館
- 川西宏幸 1978「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第64卷第2号
- 瓦吹 堅 2009「舟塚山古墳群の陪家の調査とその成果」『常総の歴史』第38号
- 草野潤平 2006「茨城県新治郡玉里村桜塚古墳測量調査報告」『考古学集刊』第2号
- 小林三郎編 2000『玉里村権現山古墳発掘調査報告書』玉里村教育委員会
- 齋藤直樹 2019「古墳時代の常陸における円筒埴輪と埴輪生産」『駿台史学』第167号
- 佐々木憲一・小野寺洋介編 2018『霞ヶ浦の前方後円墳—古墳文化における中央と周縁—』六一書房
- 佐々木憲一・富田樹・鈴木静華・安藤壯平 2022「茨城県石岡市舟塚山第14号墳発掘調査報告」『考古学集刊』第18号
- 白井久美子・木原高弘・黒沢崇・神野信・大澤正巳 2012『研究紀要』千葉県文化財センター
- 杉山晋作・中條英樹・千葉隆司・前島直人・柴田洋孝 2006『富士見塚古墳群』かすみがうら市教育委員会
- 曾根根雄 2009「古墳の規模を考える—『大型古墳』抽出の試み—」『倭良岐考古』第31号
- 田中 裕 2001「編年的研究にみる前期古墳の展開」『千葉県文化財センター研究紀要』第21号
- 日高 慎 2001「妙見山古墳の埴輪—その位置付けと高浜入り周辺の埴輪生産—」『玉里村立史料館報』第6号
- 藤田和尊 1993「陪冢考」『関西大学考古学研究室開設第四拾周年記念 考古学論叢』
- 茂木雅博 2010「座談会：常陸の古墳群の地域的差異をめぐって」での発言（p.320）佐々木憲一・田中裕編『常陸の古墳群』六一書房
- 諸星政得・松本祐治編 1980『府中愛宕山古墳周濠発掘調査報告書』石岡市教育委員会

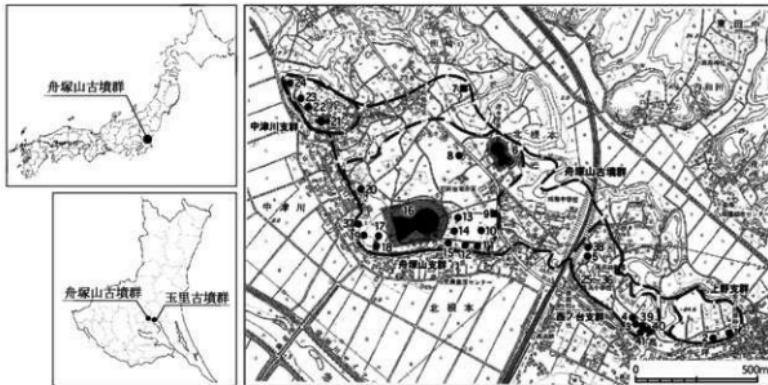


図1 舟塚山古墳群の分布

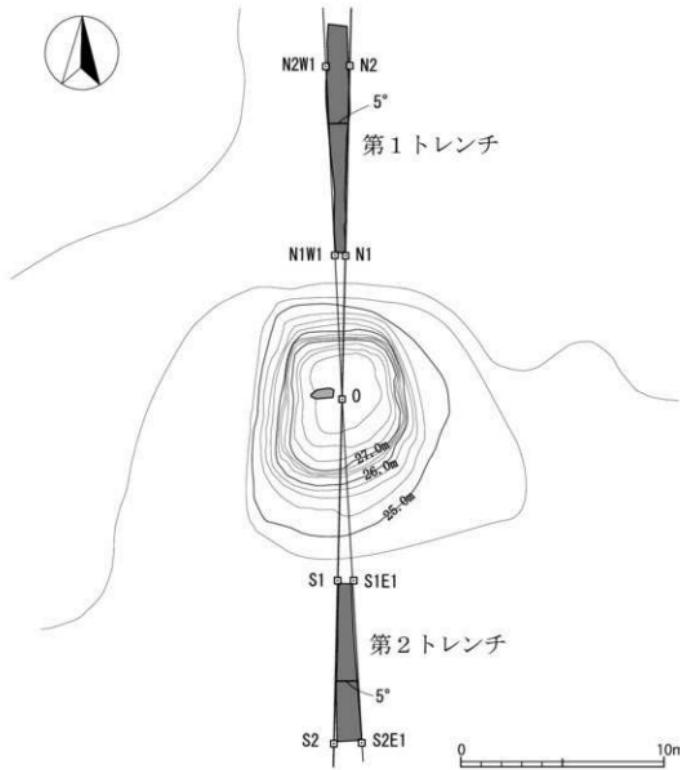


図2 トレンチ配置図

- 表土
- 過去の耕作により均質化した土 (Blue) 黒鶴地3/4 しまりやや有 粘性無
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地2/3 しまりやや有 粘性少 有
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地3/3 しまりやや有 粘性有
- ローム 塗瓦
- K 植生

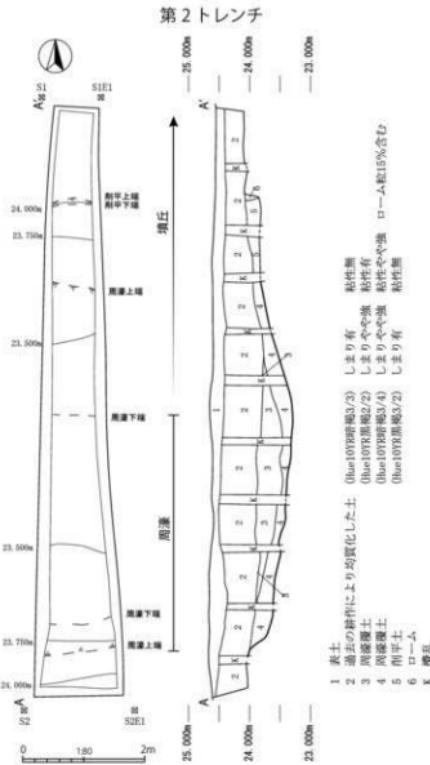
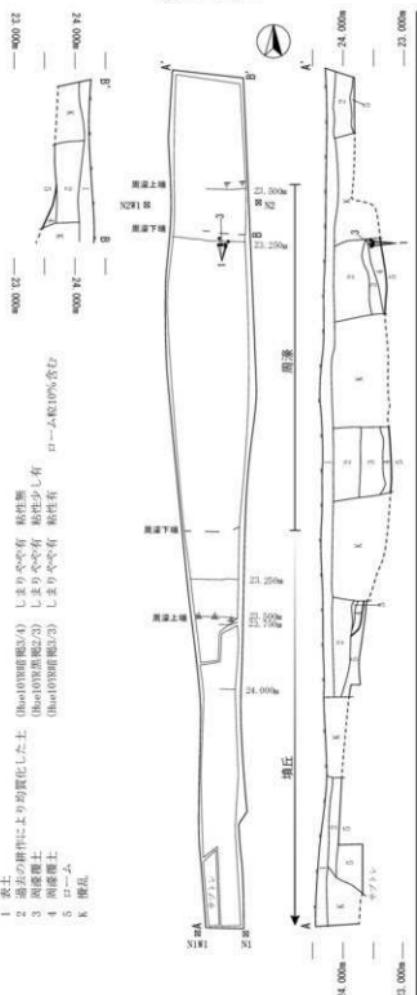


図3 トレンチ平面・断面図

- 表土
- 過去の耕作により均質化した土 (Blue) 黒鶴地3/4 しまりやや有 粘性無
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地2/3 しまりやや有 粘性少 有
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地3/3 しまりやや有 粘性有
- ローム 塗瓦
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地3/4 しまりやや有 粘性無
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地2/3 しまりやや有 粘性少 有
- 固液層土 (Blue) 黒鶴地3/3 しまりやや有 粘性有
- ローム 塗瓦
- K 植生



図4 出土遺物

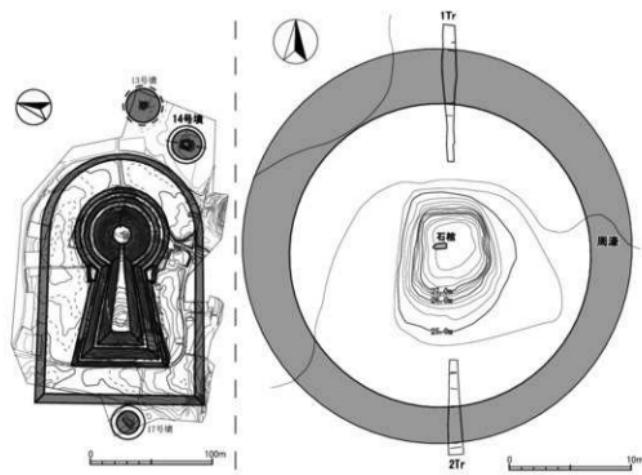


図5 舟塚山第14号墳の墳丘復元図

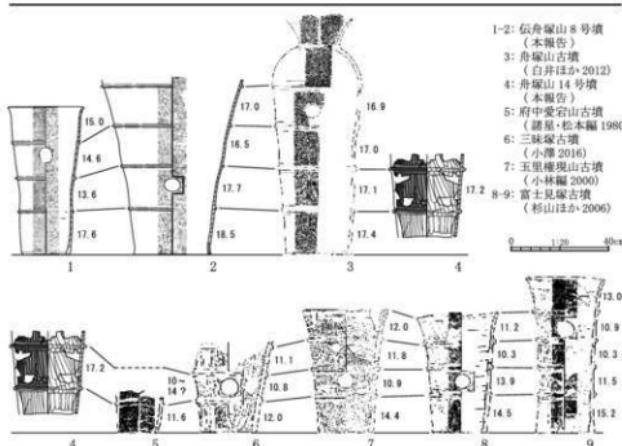
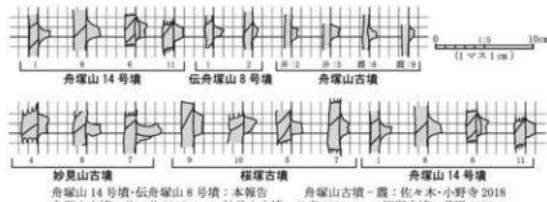


図6 周辺の古墳との円筒埴輪の比較

ひたちこくぶんじあと 常陸国分寺跡（ガラミドウ地区）

国指定100周年、推定塔跡の確認

石岡市府中三丁目

石岡市教育委員会 小杉山大輔

遺跡の概要

天平13年（741）、聖武天皇の命により、全国に国分寺と国分尼寺が創建されます。当時、聖武天皇は疫病の流行やそれに伴う重臣たちの病死、家臣の謀反、某王と記される長男の死など様々な不幸に見舞われていました。このような国の災いを仏教の力で治めようとしたのです。したがって、国分寺とは国の安寧を祈願するための施設であり、僧侶が教えを説き、信者を獲得するような寺院とは異なります。正式名称を「金光明四天王護國之寺」といいますが、これは「金光明最勝王経」を唱えることで多聞天や增長天といった四天王が国を護るという意味であることも護国そのための寺院であることを示しています。

さて、上記のような理由から全国に国分寺・国分尼寺の建立が促進されていくのですが、常陸国の場合には国府のある石岡市がその土地として選ばれました。常陸国分寺跡に関する調査や歴史の歴史は意外と古く、現在の国

分寺の境内には明治時代の顕彰碑が建っています。その後、大正11年には国指定、昭和27年には特別史跡に指定されています。特別史跡とは全国に約1800件指定されている国史跡から特に歴史的に価値の高いものが指定されるもので、全国には63件しかありません。茨城県内には3件の特別史跡が存在し、1件は水戸市の旧弘道館で、残りの2件が石岡市の常陸国分寺跡と常陸国分尼寺跡です。国分寺では他に遠江国分寺跡（静岡県磐田市）、讃岐国分寺跡（香川県高松市）が特別史跡となっていますが、尼寺で特別史跡となっているのは常陸国だけです。また、国分寺・尼寺の両方が特別史跡となっているのは石岡市だけとなります。昭和27年当時、如何に石岡市の文化財の評価が高かったかがよく分かります。

これまでの境内での発掘調査では中門跡から東西に延びる回廊跡が金堂跡に接続し、金堂跡の北側には講堂跡が確認されています。また、金堂跡の北西側には鐘楼跡が確認されました。

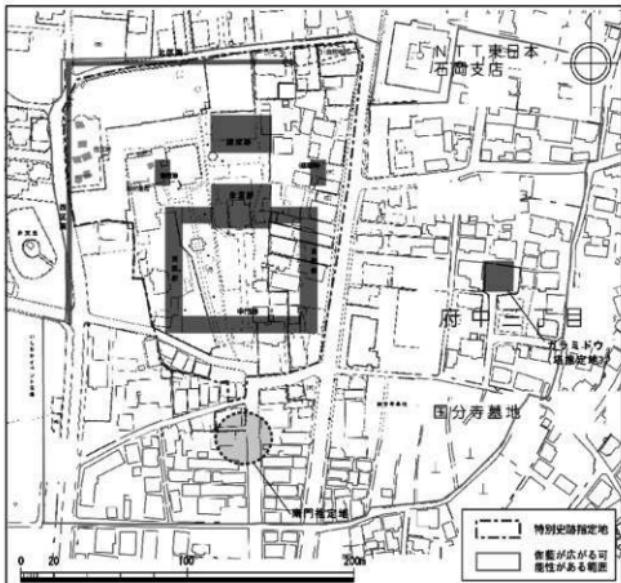


図1 ガラミドウ位置図

その後の調査では西回廊が幅9mを計る複廊であったことが判明しています。また、史跡の範囲外の調査ですが、伽藍を区画する構が検出され、その中に大量の瓦が埋没していました。この出土状況から、常陸国分寺の西側には築地壠が存在した可能性が指摘されています。

平成28年度からは石岡市教育委員会において「特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画」の策定がはじまります。この計画の策定に際し、文化庁の指導のもと、初めて現国分寺東側の住宅地に対して発掘調査が行われました。

この結果、遺跡は削平されることなく、東側の回廊跡や金堂跡の南東側のコーナーと思われる版築が確認されています。

さらに、今回紹介するガラミドウ地区の調査を行うこととなりました。当地には江戸期より「ガラミドウ」という地名が残っていて、これが「伽藍の塔」が転訛したものといわれていたのです。伽藍とは金堂や講堂といった寺院の重要施設を指す用語であることから、塔が存在したのではないかと考えられていました。実際に廣瀬栄一により礎石が残存していることが報告されています。廣瀬栄一は大学時代に人類学や考古学に傾倒し、酒造業を経営する傍らで、県内外で調査を行っていました。石岡市では保存活用計画では伽藍が広がる範囲を検討する必要があり、塔に関する伝承地を調査する必要があったのです。

廣瀬栄一の次に当地を国分寺の塔跡と位置付けたのは斎藤忠でした。斎藤は鐘楼跡の発掘調査も行っていますが、国分寺周辺の状況調査も入念に行いました。

さらに、黒澤彰哉は当地で採集された瓦が單弁二〇葉蓮華文（文様の種類から7109型式と識別されています）を持つ軒丸瓦であることから、創建当初の塔跡ではなく、再建されたものであると考えました。

調査の結果

このように、これまで学史上何度も取り上げられてきた「ガラミドウ」でしたが、ようやく令和元年に発掘調査の手が入ります。

発掘調査は幅1m×長さ数メートルの調査区を設定し、手掘りで行われました。このように細い調査区のことを考古学の世界では「トレンチ」といい、調査をした順に番号をふって、T-1～6まで設定しました。

まず、T-1の調査ではいきなり「版築」という技術で行われた地盤改良の跡が確認されました。版築とは土

を突き固めて建物の土台や基壇を作る方法のこと、主に古代寺院・官衙の礎石立建物の基礎に使われます。棒で突き固めていることから、土層は非常に硬く、また縞状に土が堆積しているのが特徴です。逆にいうと、この版築遺構が確認された時点で当地に古代寺院や役所の跡が存在することが早くも確定されたということになります。ただし、調査の目的としては重要遺構の範囲を確認することにありましたので、すぐにT-2を設定し、西側の広がりを確認することとしました。しかし、T-2でも版築遺構の西端を確認するにはいたることができず、敷地を越えてさらに西側まで延びることが確実となりました。

そこで、次に東側の範囲を確認するため、T-3及び4を設定しました。最初にT-3を掘削しましたが、東端は確認できず、さらにT-4を掘削しました。その結果、漏斗状にすばまわりながら造成されている版築遺構の東端が確認されたのです。この段階で版築遺構の東端から調査した敷地の西端までが15mであったことから、この遺構の東西長は15m以上のものであることが判明しました。

確認された版築遺構は関東ローム層に起因する赤土や表土であったと思われる黒土、さらにこれらの土が混在している土が観察され、厚さは数cmから20cmほどでした。当然ですが、非常に硬くしまっていました。また、T-1をさらに掘り込み、版築全体の厚さも確認したところ1.4mのところで関東ローム層を確認できました。

令和2年度は文化庁の指示もあり、版築遺構の南側を確認することを目標としました。過去に敷地南側で個人住宅建設に伴い試掘調査を行いましたが、この時は版築遺構は確認されていません。したがって、南側は今回調査を行った敷地内で収まると考えられました。

そこで、T-5の掘削を行いました。結果、遺構上面が削平されていたものの版築遺構が確認され南側がほぼ確定できました。T-6は版築遺構のコーナー部分を狙い掘削を行いましたが、上層部の擾乱が激しく、想定どおりの場所からコーナーを確認することはできませんでした。ただし、この2つのトレンチに共通していたことは、T-4と同様に漏斗状にすばまるように遺構が掘削されていたことでした。やはり、確認された版築遺構の南端部分から、調査を行った敷地の北端までが15mほどとなるので版築遺構自体は北側に隣接する民家まで延びるものと想定されました。

一辺 18m で復元

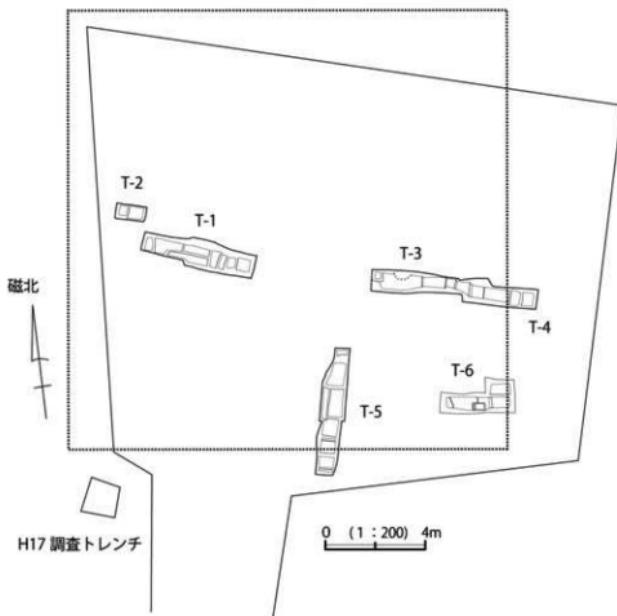


図2 ガラミドウ地区 トレンチ配置図

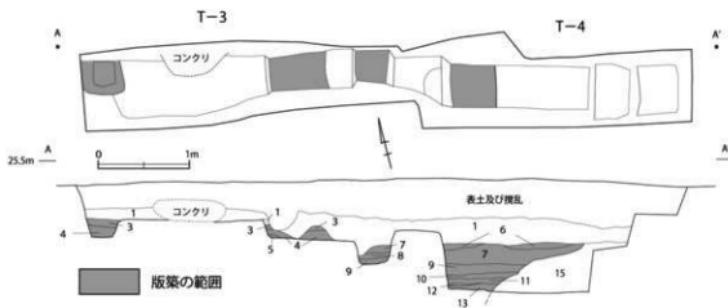


図3 T-3, 4 平面図及び断面図

最後に、この遺構の年代について考えてみます。まず、瓦ですが黒澤彰哉の從来の研究のとおり 7109 軒丸瓦（9世紀半ばから後半）が多く確認されました。また、それに後続する軒丸瓦に加え、軒平瓦もそれとセット関係にあるものが確認されています。ただし、瓦は葺き替えを

行うと古い瓦が廃棄されることもあるので、瓦だけでは遺構の創建年代を確定はできません。そこで、注目されるのは版築遺構中に存在した瓦や土器です。通常、古代寺院では塔（仏舍利の安置施設）や金堂（本尊を安置する施設）が重要視されることから、順番としては先に作

られることが多く、通常版築内には瓦は含まれません。今回の版築遺構が瓦を伴うということは周囲にすでに瓦葺建物が存在したことを意味していて、順番としては後出した建物ということになります。そうなると土器の年代が問題となります。結論をいうと年代が程度判明している土器のうち一番新しいものが9世紀半ばのものでした。これは葺かれていた瓦の年代とも齟齬がないことから、建物の創建期が9世紀半ばごろと考えることができます。

さらに、もうひとつ注目される瓦があります。それは「隅切瓦（すみきりかわら）」というやや特殊な瓦です。これは平瓦の上側を焼成前に斜めに裁断するもので、建物の隅棟に接する部分に葺きます。平瓦が2387点検出されているのに対し、隅切瓦は3点ですのでその希少性が分かります。この瓦が存在したということは建物の屋根に隅棟が存在したということになるので、総瓦葺きで

少なくとも切妻造りの建物ではなかったということが分かることです。

もう一点、注目されるのは銅製品です。この遺物自体は表土層の近現代の遺物とともに出土したため、この遺物だけでは年代は確定できません。しかし、断面がわずかに湾曲していることと、口の部分の丸い形状から風鐸の可能性があります。風鐸とは金堂や塔などの屋根のコーナー部分を飾る鐘状の製品です。この破片だけでは風鐸かどうかは判断が難しいのですが、今後調査を行うことがあれば、このような銅製品にも注意する必要があります。

遺構の性格

以上のことから今回の発掘調査の結果、9世紀半ばに造成され、1辺15m以上×深さ1.4mの版築遺構が確認されたということになります。しかし、これだけでは一

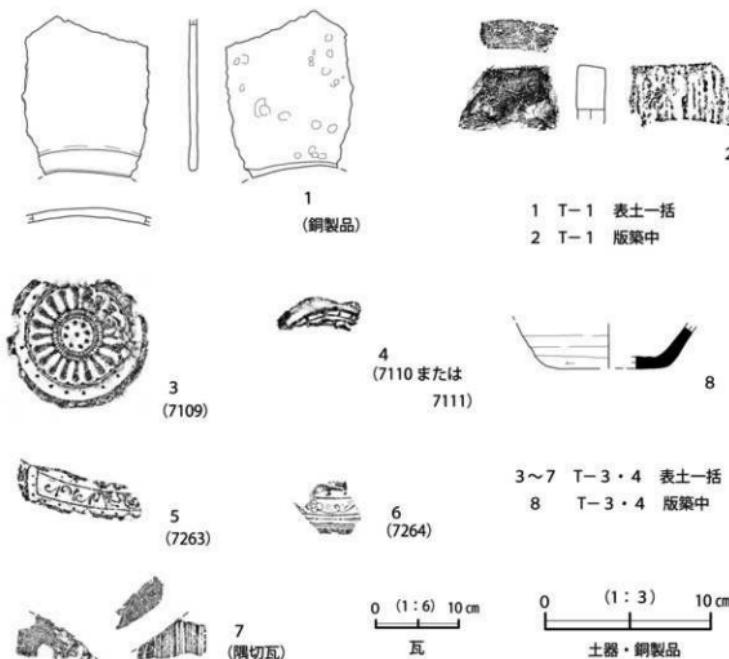


図4 ガラミドウ地区 出土遺物

体何が建設されたのかは、屋根が切妻造りではないということ以外は明確にできません。従来の研究のように塔であればこの造構が正方形になって欲しいところですが、北側と西側を確認すると長方形になってしまいます可能性すらあるのです。そこで、ここではこれまでに常陸國分寺跡で確認された版築造構の深さをみてみましょう。

従来の調査では平成 24 年の回廊跡の調査で 0.6m、昭和 57 年の金堂跡の調査では 1.4m、昭和 53 年の鐘楼跡の調査では 0.9m の版築が確認されています。版築自体は必ずしも地下のみに施される訳ではなく、地上部分の基壇にも用いられます。また、回廊と鐘楼のどちらが地表面に負荷が多くかかるかも不明確です。したがって、あくまでも参考ですが、概ね金堂のように重要かつ規模の大きい施設ほど地盤改良をしっかりと行っていると考えられます。今回確認された版築造構は深さが 1.4m でしたので、金堂に相当する施設が存在したということになります。

また、従来の調査で確認された伽藍の重要施設をみてみると、中門・回廊・金堂・講堂・鐘楼です。一方、未発見のものは南門・経蔵・塔・僧房が想定されます。一般的に南門は中門の南側に、経蔵は鐘楼と対になり金堂の北東側に、僧房は講堂の北側に位置することが多く、これらの施設の場所をガラミドウ地区に想定することは困難です。また、塔に関しては金堂の東側や西側、回廊の内側など様々な場所から出土します。

少し煩雑になりましたのでここまで話をまとめてみます。

- ① 一辺 15m 以上、深さ 1.4m の巨大な版築造構であり、金堂に相当する施設が存在したと想定できる
- ② 創建年代は 9 世紀半ば
- ③ 伽藍配置から南門・経蔵・僧房は想定しづらい
- ④ そもそも「伽藍の塔」が転訛したとされる「ガラミドウ」という地名があった

以上、4 点が主な調査成果です。これらを考慮すると今回の調査で確認された造構はこれまでの説どおり、再建された塔跡であると考えるのが妥当と思われます。

しかし、国分寺の創建から 100 年近くがたち、それでもなお勢力が衰えることなく、塔を地盤から作り変えるというのはどのような事情があったのでしょうか。地震や落雷などの自然現象で当初の塔が崩れたのでしょうか。郡司層が位を得るための寄付をしたのでしょうか。(献物叙位といいます)。今回の調査では歴史的背景までは解決

できませんでしたが、今後の課題として調査を継続していく必要があります。

おわりに

かつて読売新聞の記者であり、郷土史家でもあった今泉義文は「がらみ堂のこと」という手記を残しています。この中で「だが史蹟として指定に漏れたことは理由があつた。文部省黒板博士一行が、視察一調査にお見えになつた時、こゝをお見せしなかつたのだ」と書かれています。黒板博士は内務省からの依頼で重要な「史蹟名勝天然記念物」を調査していた黒板勝美のことであると思われます。残念ながら當時ガラミドウは史蹟指定されることはありませんでしたが、国指定から 100 年、特別史蹟指定から 70 年目にしてようやく追加指定されることとなりました。先人たちのガラミドウに対する思いを無駄にしないよう将来に確実に伝えることが後に残された我々の務めではないでしょうか。

引用文献

- 廣瀬栄一・角田文次 1938『常陸國分寺』『国分寺の研究』上巻
今泉義文 1971「がらみ堂のこと」『常陸國分寺の塔心礎』石岡市郷土資料 37 石岡史蹟保存会
斎藤忠 1981『常陸國分僧寺の堂塔跡と寺域の研究』斎藤考古学研究所紀要第 1 吉川弘文館
黒澤彰哉 2019『常陸國府系瓦の成立と展開－星間・宮原論文の検証を中心として』『倭良岐考古』41
石岡市教育委員会 1983『常陸國分僧寺跡発掘調査報告 II－金堂跡・講堂跡の確認調査－』
石岡市史編さん委員会 1983『石岡市史』中巻 I
石岡市教育委員会 2011『市内遺跡発掘調査報告書』6
石岡市教育委員会 2021『廣瀬栄一コレクション－瓦編－』
石岡市立ふるさと歴史館 第 28 回企画展
石岡市教育委員会 2022『市内遺跡発掘調査報告書』13



写真1 T-4 版築の様子（東から）

壁面に縞状に線が引かれているのが版築の様子です。建物を建設するに当たり、棒で土を突き固め、地盤改良を行っています。版築は漏斗のようにすぼまりながら行われている様子が確認されました。



写真2 T-4 版築出土須恵器（南から）

図4の8番の遺物の検出状況です。版築構造内から検出されるということは、地盤改良中にすでにこの須恵器が存在していたということですので、遺構の年代を推定する住協な根拠となります。



写真3 T-1 版築の様子（西から）

版築構造の深さを確認するため、一部を掘り込みました。その結果、深さが1.4mに達し、金堂に匹敵する規模の建物が存在したものと考えられます。



写真4 薬師寺金堂の風鐸（筆者撮影）

奈良県に存在する薬師寺に復元された金堂です。屋根のコーナー（隅木）部分に風鐸が設置されています。筑西市の新治廃寺跡でも口の部分が湾曲した風鐸が出土しています。図4の1もこのような形状をしていた可能性があります。

関川地区の概要

関川地区は石岡市域南端、出島台地側に位置しています。近世（江戸時代）の石岡市域は、常陸府中藩や牛久藩などの大名領、旗本領や天領など様々な支配が入り組んでいます。その中で現在の関川地区、井関村と石川村は唯二村の水戸藩領でした。

水戸藩関連文化財では、水戸藩2代藩主・徳川光圀に縁がある盛賢寺阿弥陀堂（市指定有形文化財）や山崎の鹿島神社があり、水戸藩の教育事業と関連する2つの私塾、長峰塾と樅山塾の存在も知られています。

史料の概要

関川文書は井関村、石川村、そして市町村制施行後の関川村で収集・作成された1500点以上の文書で構成された史料群です。近世から近代への移行時に関川村役場に集約され、図書館を経て、現在は文化振興課で管理しています。最も古い文書は寛永18年（1641）の検地帳で、水戸藩最初の全額検地で作成されたものです。最も新しい文書は昭和25年（1950）の旧関川村役場事績簿です。特に集中して残る時期は寛政期（1789～1800）から明治10年代（1877～1887）までです。

史料群の内容として最もよく残るものは、年貢割付状や年貢輸送関連文書といった年貢関連文書です。その他、村への通知を記録した御用留帳、国役などの臨時負担関連文書、人別送り状など、村の運営に関する文書が総合的に含まれています。

文化振興課では、令和3年度より関川文書の保存を目的に薬剤によるくん蒸処理を実施しています。また、令和4年7月より石岡市立ふるさと歴史館にて「関川文書—石岡の中の水戸藩—」を開催しています。

史料の評価

関川文書の中では寛永18年（1641）の井関村の検地帳が石岡市指定文化財になっています。また、地域の代表的な近世文書の一つとして『石岡市史 中巻I』に年貢関係文書など30点が掲載されています。

『石岡市史 下巻』には、正保2年（1645）から明治2年（1869）まで残る石川村の年貢割付状から年貢率及

び年貢高の変遷がまとめられ、近世を通しての農村部の変化が追えます。また、人別増減改帳を用いた寛政期石川村の人口流出の分析や、支配金貸出帳を用いた文化期以降の井関村における水戸藩の農村救済事業の利用状況分析もあります。農村荒廃の進行による農村生活の困窮具合が示されるとともに、水戸藩が行った救済事業の現場での効果もわかります。農村部の細部がわかるものとしては、人別送り状を用いた寛政期以降の井関村婚姻團の分析があり注目されます。

その他に関川文書の注目される史料としては、水害に際し作成された水廻改帳があります。井関村は嘉永2年（1849）以降7冊、石川村は天明3年（1783）以降13冊残ります。近世後期は天候不順や災害が頻発し水戸藩の各地でも被害が出ていますが、水廻改帳は井関村・石川村も度々影響を受けていたことを示しています。また、石川村の穀物備蓄事業の帳簿が文政13年（1830）から明治3年（1870）まで残り、また天保13年（1842）に実施された水戸藩天保検地の野帳や実施前に行われた村方との調整関連文書もみられます。農村部の困窮に対して水戸藩は寛政期以降に郡制度改めや大規模検地による年貢体制の見直しなどを実施し救済を図りますが、穀物の備蓄事業や天保検地に関連する史料はそうした水戸藩の救済事業が井関村・石川村で実施されたことを示しています。

以上、関川文書は農村の詳細な姿と水戸藩の農村施策、そしてそうした施策が実際の農村ではどのように受容され効果をもたらしたのかを教えてくれます。

参考文献

- 石岡市史編さん委員会 1983『石岡市史』中巻I
石岡市史編さん委員会 1985『石岡市史』下巻
野上 平 2016『水戸藩農村社会の史的展開』
仲田昭一 2008『水戸藩と領民』
磯田道史 2009『藩政改革の伝播—熊本藩宝曆改革と水戸藩寛政改革』『日本研究』第40巻、国際日本研究センター
茨城県史編さん近世史第1部会 1982『水戸紀年』茨城県史料
近世政治編I 第2刷

表1.関川文書 井関村関連文書（一部抜粋）

年代	標題	番号	備考	年代	標題	番号	備考
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1473	市指定	寛文 5・10	井関村已御年貢可納取付之事	777	
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1487	市指定	寛文 6・10	井関村牛御年貢可納取付之事	778	
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1488	市指定	寛文 7・10	井関村未御年貢可納取付之事	779	
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1489	市指定	寛文 8・10	井関村申御年貢可納取付之事	780	
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1490	市指定	寛文 9・10	井関村西御年貢可納取付之事	781	
寛永 18・8	常陸新治郡井石村御喫地水帳	1491	市指定	寛文 10・11	井関村戌御年貢可納取付之事	782	
天保 3・5	井関村矩方御領地帳	1471		寛文 11・10	井関村亥御年貢可納取付之事	783	
慶応 3・11	常陸新治郡井関村島方新聞御領地帳	1338		寛文 12・10	井関村子御年貢可納取付之事	784	
天保 13・11	新治郡井関村御稲野帳	1518	3冊の内1	延宝 1・10	井関村丑御年貢可納取付事	785	
天保 13・11	新治郡井関村御稲野帳	1519	3冊の内2	延宝 2	井関村寅御年貢可納取付事	786	
天保 13・11	新治郡井関村御稲野帳	1520	3冊の内3	延宝 3・10	井関村卯御年貢可納取付事	787	
—	『稲地帳断片』	1547		延宝 4・10	井関村辰御年貢可納取付事	788	
享和 3・6	井関村田方御案内畠帳	1477	第1冊	延宝 5・10	井関村巳御年貢可納取付事	789	
明和 5・7	井関村田方御案内畠帳	1478	巻	延宝 6・10	井関村午御年貢可納取付事	790	
享和 3・6	井関村田方御案内畠帳	1474	第2冊	延宝 7・10	井関村未御年貢可納取付事	791	
享和 3・6	井関村田方御案内畠帳	1475	第3冊	延宝 8・10	井関村申御年貢可納取付事	792	
享和 3・6	井関村田方御案内畠帳	1476	第4冊	天保 1・10	井関村酉御年貢可納取付事	793	
文化 1・7	井関村田方新聞御案内畠帳	1472		天保 2・10	井関村戌御年貢可納取付事	794	
嘉永 4	新治郡井関村田方畠帳	1333	2冊の内2	天保 3・10	井関村亥御年貢可納取付事	795	
嘉永 4・11	新治郡井関村田方畠帳	1334	2冊の内1	貞享 1・10	井関村子御年貢可納取付事	796	
嘉永 4・12	新治郡井関村島方畠帳	1340	2冊の内1	貞享 2・10	井関村寅御年貢可納取付事	797	
嘉永 4・12	新治郡井関村島方畠帳	1339	2冊の内2	貞享 3・10	井関村辰御年貢可納取付事	798	
嘉永 4・12	新治郡井関村島方畠帳	1337		貞享 4・10	井関村巳御年貢可納取付事	799	
天保 13・11	常陸新治郡井関村見取帳	1336		元禄 1・10	井関村午御年貢可納取付事	800	
万延 1	井関村矩新開発辻帳	1322		元禄 2・10	井関村未御年貢可納取付事	801	
万延 1	井関村田組新聞発辻帳	1363		元禄 4・10	井関村申御年貢可納取付事	802	
天保 14・11	井関村田組改名審帳	八木組	1124	元禄 5・10	井関村酉御年貢可納取付事	803	
天保 14・11	井関村田組改名審帳	代田組	1125	元禄 6・10	井関村辰御年貢可納取付事	804	
明治 5・11	井関村農居戸数当壬申壁引名審帳	1127	4冊の1	元禄 7・10	井関村巳御年貢可納取付事	805	
明治	『名寄帳』 井関村	1431		元禄 9・10	井関村午御年貢可納取付事	806	
明治	『毛寄帳』 中台組	1426		元禄 10・10	井関村未御年貢可納取付事	807	
—	台組名寄帳	1423		元禄 11・10	井関村寅御年貢可納取付事	808	
天保 5	本部定無水 (反別書上)	1144		元禄 12・10	井関村辰御年貢可納取付事	809	
文化 8・3	井関村本部分島方白打當未收帳	1131		元禄 13・10	井関村巳御年貢可納取付事	810	
文化 13・8	井關町本郷分島方白打立場当字改帳	1132		元禄 16・10	井関村未御年貢可納取付事	811	
嘉永 2・9	井関村島方西水度改帳	1307		宝永 1・10	井関村酉御年貢可納取付事	812	
嘉永 7	井関村田方寅水度改帳	1350		宝永 2・10	井関村未御年貢可納取付事	813	
慶応 4	井関村辰田水度改帳下帳	1133-3		宝永 3・10	井関村巳御年貢可納取付事	814	
慶応 4	井関村辰田水度改帳下帳	1133-4		宝永 4・10	井関村未御年貢可納取付事	815	
明治 2・9	井関村巳田方毛笔水福字改下帳	1397		宝永 5・10	井関村子御年貢可納取付事	816	
明治 3・9	井関村平田方水度改帳凡字附上帳	1133-1		宝永 6	井関村丑御年貢可納取付事	817	
明治 4・8	井関村平田方水度改帳凡字附下帳	1351		宝永 7・10	井関村寅御年貢可納取付事	818	
安政 3・8	大風・竹御立山風折井御度改帳書上帳	320		正徳 1・10	井関村辰御年貢可納取付事	819	
承応 2・10	井関村巳御年貢可納取付之事	766		正徳 2・10	井関村辰御年貢可納取付事	820	
承応 3・10	井関村午御年貢可納取付之事	767		正徳 3・10	井関村巳御年貢可納取付事	821	
明治 1・10	井関村未御年貢可納取付之事	768		正徳 4・10	井関村未御年貢可納取付事	822	
明治 2・10	井関村申御年貢可納取付之事	769		正徳 5・10	井関村未御年貢可納取付事	823	
明治 3・10	井関村酉御年貢可納取付之事	770		享保 1・10	井関村申御年貢可納取付事	824	
万治 1・11	井関村戌御年貢可納取付之事	771		享保 2・10	井関村酉御年貢可納取付事	825	
万治 3・11	井関村子御年貢可納取付之事	772		享保 3・10	井関村亥御年貢可納取付事	826	
寛文 1・10	井関村丑御年貢可納取付之事	773		享保 4・10	井関村寅御年貢可納取付事	827	
寛文 2・11	井関村寅御年貢可納取付之事	774		享保 5・10	井関村辰御年貢可納取付事	828	
寛文 3・10	井関村卯御年貢可納取付之事	775		享保 6・10	井関村巳御年貢可納取付事	829	
寛文 4・10	井関村辰御年貢可納取付之事	776		享保 7・10	井関村寅御年貢可納取付事	830	
				享保 8・10	井関村辰御年貢可納取付事	831	

享保 9・10	井闋村御年貢可納取附之事	832
享保 10・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	833
享保 11・10	井闋村牛御年貢可納取附之事	834
享保 12・10	井闋村申御年貢可納取附之事	835
享保 14・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	836
享保 15・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	837
享保 16・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	838
享保 17・10	井闋村子御年貢可納取附之事	839
享保 18・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	840
享保 19・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	841
享保 20・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	842
元文 1・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	843
元文 2・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	844
元文 3・10	井闋村午御年貢可納取附之事	845
元文 4・10	井闋村未御年貢可納取附之事	846
元文 5・10	井闋村申御年貢可納取附之事	847
寛保 1・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	848
寛保 2・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	849
寛保 3・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	850
延享 1・10	井闋村子御年貢可納取附之事	851
延享 2・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	852
延享 3・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	853
延享 4・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	854
寛延 2・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	855
寛延 3・10	井闋村午御年貢可納取附之事	856
宝曆 2・10	井闋村未御年貢可納取附之事	857
宝曆 3	井闋村酉御年貢可納取附之事	858
宝曆 4・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	859
宝曆 5・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	860
宝曆 6・10	井闋村子御年貢可納取附之事	861
宝曆 7・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	862
宝曆 8・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	863
宝曆 9・9	井闋村卯御年貢可納取附之事	864
宝曆 10・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	865
宝曆 11・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	866
宝曆 12・10	井闋村午御年貢可納取附之事	867
宝曆 13・10	井闋村未御年貢可納取附之事	868
明和 1・10	井闋村申御年貢可納取附之事	869
明和 2・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	870
明和 3・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	871
明和 4・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	872
明和 5・10	井闋村子御年貢可納取附之事	873
明和 6・	井闋村丑御年貢可納取附之事	874
明和 7・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	875
明和 8・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	876
安永 2・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	877
安永 3・10	井闋村申御年貢可納取附之事	878
安永 4・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	879
安永 5・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	880
安永 6・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	881
天明 2・10	井闋村子御年貢可納取附之事	882
天明 3・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	883
天明 4・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	884
天明 5・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	885

天明 6・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	886
寛政 1・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	887
寛政 2・10	井闋村午御年貢可納取附之事	888
寛政 3・10	井闋村未御年貢可納取附之事	889
寛政 4・10	井闋村申御年貢可納取附之事	890
寛政 5・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	891
寛政 6・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	892
寛政 7・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	893
寛政 8・10	井闋村子御年貢可納取附之事	894
寛政 9・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	895
寛政 10・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	896
寛政 11・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	897
寛政 1・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	1122
享和 1・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	1119
享和 2・10	井闋村午御年貢可納取附之事	898
享和 3・10	井闋村未御年貢可納取附之事	899
文化 1・10	井闋村子御年貢可納取附之事	1118
文化 2・9	井闋村丑御年貢可納取附之事	900
文化 3・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	1116
文化 4・10	井闋村卯御年貢可納取附之事	901
文化 5・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	1113
文化 6・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	1114
文化 7・10	井闋村午御年貢可納取附之事	1115
文化 9・10	井闋村未御年貢可納取附之事	1117
文化 10・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	902
文化 11・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	903
文化 12・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	904
文化 13・10	井闋村子御年貢可納取附之事	905
文化 14・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	906
文政 1・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	907
文政 3・10	井闋村辰御年貢可納取附之事	908
文政 4・10	井闋村巳御年貢可納取附之事	909
文政 5・10	井闋村午御年貢可納取附之事	910
文政 6・10	井闋村未御年貢可納取附之事	911
文政 7・10	井闋村申御年貢可納取附之事	912
文政 8・10	井闋村酉御年貢可納取附之事	913
文政 9・10	井闋村戌御年貢可納取附之事	914
文政 10・10	井闋村亥御年貢可納取附之事	915
文政 12・10	井闋村丑御年貢可納取附之事	916
文政 13・10	井闋村寅御年貢可納取附之事	917
天保 2・10	井闋村辰御年貢可納取付之事	918
天保 4・10	井闋村巳御年貢可納取付之事	919
天保 5・10	井闋村午御年貢可納取付之事	921
天保 6・10	井闋村未御年貢可納取付之事	922
天保 7・10	井闋村申御年貢可納取付之事	923
天保 7・10	井闋村酉御年貢可納取付之事	924
天保 8・10	井闋村酉御年貢可納取付之事	925
天保 9・10	井闋村亥御年貢可納取付之事	926
天保 10・10	井闋村亥御年貢可納取付之事	927
天保 11・10	井闋村子御年貢可納取付之事	928
天保 12・10	井闋村丑御年貢可納取付之事	929
天保 13・10	井闋村寅御年貢可納取付之事	930
天保 14・10	井闋村卯御年貢可納取付之事	920
天保 15・10	井闋村辰御年貢可納取付之事	931
弘化 2・10	井闋村巳御年貢可納取付之事	932
弘化 3・10	井闋村午御年貢可納取付之事	933

弘化 4・10	井関村未御年貢可納取付之事	934		文政 7	井関村諸御用留帳	1233	
嘉永 1・10	井関村申御年貢可納取附之事	935		文政 8	井関村諸御用留帳	1234	
嘉永 2・10	井関村西御年貢可納取附之事	936		文政 9	井関村諸御用留帳	1235	
嘉永 3・10	井関村東御年貢可納取附之事	937		文政 10	井関村諸御用留帳	1236	
嘉永 4・10	井関村亥御年貢可納取附之事	938		文政 12	井関村諸御用留帳	1237	
嘉永 5・10	井関村子御年貢可納取附之事	939		文政 13	井関村諸御用留帳	1241	
嘉永 6・10	井関村午御年貢可納取附之事	940		天保 5	井関村諸御用留帳	1238	
嘉永 7・10	井関村寅御年貢可納取附之事	941		天保 6	井関村諸御用留帳	1239	
安政 2・10	井関村卯御年貢可納取附之事	942		天保 7	井関村諸御用留帳	1240	
安政 3・10	井関村辰御年貢可納取附之事	943		天保 8	井関村諸御用留帳	1242	
安政 4・10	井関村巳御年貢可納取附之事	944		天保 9	井関村諸御用留帳	1243	
安政 5・10	井關牛御年貢可納取附之事	945		天保 10	井關牛御用留帳	1244	
安政 6・10	井關村未御年貢可納取附之事	946		天保 11	井關村諸御用留帳	1245	
万延 1・10	井關村申御年貢可納取附之事	947		天保 13	井關村諸御用留帳	1246	
文久 1・10	井關村酉御年貢可納取附之事	948		天保 15	井關村卯御用留帳	1172	
文久 2・10	井關村戌御年貢可納取附之事	949		弘化 3	井關村卯御用留帳	1173	
文久 3・10	井關村亥御年貢可納取附之事	950		弘化 4	井關村卯御用留帳	1174	
元治 1・11	井關村子御年貢可納取附之事	655		弘化 5	井關村卯御用留帳	1175	
慶応 1・10	井關村丑御年貢可納取附之事	951		嘉永 3	井關村卯御用留帳	1176	
慶応 2・10	井關村寅御年貢可納取附之事	952		嘉永 5	井關村卯御用留帳	1177	
慶応 3・10	井關村卯御年貢可納取附之事	953		安政 2	井關村卯御用留帳	1178	
明治 1・10	井關村辰御年貢可納取附之事	954		安政 3	井關村卯御用留帳	1179	
明治 2・10	井關村巳御年貢可納取附之事	955		安政 4・1	井關村卯御用留帳	1180	
天保 2・12	御城米船積定帳	1552-4		安政 5	井關村卯御用留帳	1361	
天保 4・12	御城米船積定帳	1552-2		文久 3・1	井關村卯御用留帳	1362	
天保 12・12	丑御城米船積帳	1552-5		慶応 3・1	井關村卯御用留帳	1360	
天保 15・10	井關村辰御城米運賃留帳	574-2		慶応 4・1	井關村卯御用留帳	1359	
天保 15・10	井關村辰御城米船積取帳	574-3		明治 3・4	井關村卯御用留控帳	1358	
天保 15・10	井關村辰御城米船積帳	574-4		明治 6・1	井關村卯御用留帳	1357	
天保 15・10	井關村辰御城米船積精々突合帳	574-5		明治 9	《御用留》	1186	
天保 15・12	丑御城米船積留帳	1553-3		—	《井關村卯御用留帳》	1353	
天保 15・9	御城米船積帳	574-1		—	《井關村卯御用留帳》	1356	
弘化 2・11	井關村辰御城米船積精帳	573-2		文政 11・6	新治郡井關村人別改元帳 井關組控	1160	
弘化 2・11	御城米船積帳	573-1		天保 5	井關村牛惣人別改元帳 八木組	1165	
弘化 2・11	井關村巳御城米船積精々突合帳	573-3		天保 11	新治郡井關村人別改元帳 八木組控	1164	
弘化 2・11	井關村巳御城米船積取帳	573-4		弘化 3	新治郡井關村人別改元帳 代田組控	1158	4冊の内 2
弘化 2・11	井關村巳御城米運賃留帳	573-5		弘化 3・6	新治郡井關村牛惣人別改元帳 井關組控	1162	
弘化 2・11	(御城米運賃取) 覚	573-6		嘉永 5・6	新治郡井關村牛惣人別改元帳 八木組控	1163	4冊の内 4
弘化 3・3	(御城米運賃取) 覚	573-7		安政 5・6	新治郡井關村牛惣人別改元帳 井關組控	1161	4冊の内 1
弘化 3・2	(御城米運賃取) 覚	573-8		安政 5・6	新治郡井關村牛惣人別改元帳 八木組控	1157	4冊の内 4
弘化 4・10	井關村巳御城米船積帳	1550		明治 3	新治郡井關村牛惣人別改元帳 八木組	1159	4冊の内 4
弘化 4・10	井關村辰御城米船積取帳	1408		文化	《人京改帳》	1538	
弘化 4・11	井關村未御城米船積精々突合帳	1462		天保 11・6	井關村奉社人別書上帳 檻	1166	
弘化 4・12	井關村未御城米運賃控帳	1392		嘉永 5・6	新治郡井關村奉社人別書上帳 井關組控	1167	
明治 4	井關村巳牛糞 3年分御城米船積定殊米船積帳	1312		貢政 8	《井關村人別送り書付》	1054	
文化 7	井關村諸御用留帳	1222		貢政 10・6	《井關村》人別送書付	1055	
文化 8	井關村卯御用留帳	1223		貢政 10	井關村人別建帳	1056	
文化 9	井關村諸御用留帳	1224		享和 1・6	井關村人別送り抜取書付入	1057	
文化 10	井關村諸御用留帳	1225		享和 1	人別送り状	1058	
文化 11	井關村諸御用留帳	1226		享和 2	《人別送り書付》	1059	
文化 12	井關村諸御用留帳	1227		享和 3・7	人別送り書付	1060	
文化 14	井關村諸御用留帳	1228		文化 1	《人別送り状》	1061	
文化 15	井關村諸御用留帳	1229		文化 3・7	井關村人別送受取書	1062	
文政 3	井關村諸御用留帳	1230		文化 4・6	井關村人別出入書付	1063	
文政 4	井關村諸御用留帳	1231		文化 5・7~6・6	井關村人別出入抜取書付入	1064	
文政 5・1	井關村諸御用留帳	1232		文化 5・12	人別送り	1065	

文化 7・6	林平右工門海きの小川村へ人照	1066		文化 11・11	井関村支配金貸出帳	1254	
文化 7・6	文化 7年6月改人別送り別請求	1076		文化 12・11	井関村支配金貸出帳	1255	
文化 8・8	(井関村) 人照送り書付	1067		文化 13・11	井関村支配金貸出帳	1256	
文化 9・8	井関村人照送り書付	1068		文化 14・11	井関村支配金貸出帳	1257	
文化 10・7	井関村人別送請求書	1069		文政 1・12	井関村支配金貸出帳	1258	
文化 11	井関村人照送り書付	1070		文政 2・	井関村支配金貸出帳	1259	
文化 13・7	井関村人別送り證書書附人	1071		文政 3・12	井関村支配金貸出帳	1260	
文化 14・7	人照送り	1072		文政 4・11	井関村支配金貸出帳	1261	
文政 4・7	井関村人照出入書付	1073		文政 5・11	井関村支配金貸出帳	1262	
—	井関村人照書付入	1074		文政 6・12	井関村支配金貸出帳	1263	
文政 6・7	井関村人照送り書付	1075		文政 7・12	井関村支配金貸出帳	1264	
文政 7・8	井関村人照出入書付	1077		文政 8・12	井関村支配金貸出帳	1265	
文化 8・8	井関村人別證紙	1078		文政 9・12	井関村支配金貸出帳	1266	
文政 9	井関村人別証紙	1079		文政 10・12	井関村支配金貸出帳	1267	
文政 11・7	井関村人別證紙	1080		文政 11・12	井関村支配金貸出帳	1268	
文政 12・7	井関村人別證紙	1081		文政 12・12	井関村支配金貸出帳	1269	
文政 13・7	井関村人別證紙	1082		文政 13・12	井関村支配金貸出帳	1270	
天保 2・7	井関村人別切頭紙	1083		天保 2・12	井関村支配金貸出帳	1271	
天保 5・7	井関村人所送り書付	1084		天保 3・12	井関村支配金貸出帳	1272	
天保 6・7	井関村人照送り書附	1085		天保 4・12	井関村支配金貸出帳	1273	
天保 8	井関村西改人別証紙	1086		天保 5・12	井関村支配金貸出帳	1285	
天保 9	人別証紙	1087		天保 6・12	井関村支配金貸出帳	1286	
天保 10・7	井関村人照送證紙	1088		天保 7・3	井関村支配金貸出帳	1288	
天保 11・8	井関村人別証紙	1089		天保 8	井関村支配金貸出帳	1274	
弘化 3・8	井関村人別送り請求證紙書付	1090		天保 9	井関村支配金貸出帳	1275	
弘化 4・7	人別井猪木錢證紙入	1091		天保 10	井関村支配金貸出帳	1276	
嘉永 1・7	井関村人照送請求書付	1092		天保 11・11	井関村支配金貸出帳	1277	
嘉永 2・7	申年分井関村人別出入書付	1093		天保 12・11	井関村支配金貸出帳	1278	
嘉永 3・7	井関村西人照送り書付	1094		天保 13	井關村支配金貸出帳	1279	
嘉永 4・8	(井関村人照送り書付)	1095		天保 14・11	井關村支配金貸出帳	1280	
嘉永 5・8	井關村人別證紙書付入	1096		弘化 1・12	井關村支配金貸出帳	1276	
嘉永 7・7	井關村實改人別出入書付	1053		弘化 2・12	井關村支配金貸出帳	1272	
安政 2	井關村認改人別証紙	1097		弘化 3・12	井關村支配金貸出帳	1278	
安政 3	人別証紙	1098		弘化 4・12	井關村支配金貸出帳	1277	
安政 5・9	井關村牛人別証紙書付入	1099		嘉永 1・12	井關村支配金貸出帳	1281	
万延 1・7	井關村牛人別証紙書	1100		明治 2・2	井關村實改人別證紙	1459-(3)	
文久 1	西年人別証紙	1101		明治 2・2	種鴨貸出面別帳	1459-(4)	
文久 2	井關村牛人別證紙書付	1102		明治 2・3	井關村御洋借地因病入江3ヶ年賦貸出面元帳	1459-(5)	
文久 2・7~3・6	井關村耕莊船錦	1103		明治 2・11	井關村御洋借地因病入江3ヶ年賦貸出面元帳	1459-(6)	
慶応 1	《井關村人照送り書付》	1104		明治 3・4	御洋借地因病入江3ヶ年賦貸出面別帳	1459-(2)	
慶応 2・8	(井關村) 人別証紙	1105		明治 3・11	井關村下地別帳	1459-(1)	
慶応 2・3	井關村去寅人別出入書付	1106		明治 3・5	御洋借地因病入江3ヶ年賦貸出面別帳	1459-(7)	
—	《井關村人照出入書付》	1107		明治 8・11	御洋借地別帳	1455	
文政 11	人別入手形総	1111					
嘉永 1~明治 8	浮桿鍵控	1394					
文化 3~天保 12	井關村竹駒控	1398					
文化 6・3	朝倉人米賃銀役取玄桶	1285					
文化 6・1	御洋借地用金面付書入桶	1286					
天保 14・6	避移御禪付:付小川詫人足割帳	1454					
慶応 4・3	中納言銀卸入御:付小川詫人足買上取玄桶	514					
文化 5・12	井關村支配金貸出帳	1248					
文化 6・12	井關村支配金貸出帳	1249					
文化 7・12	井關村支配金貸出帳	1250					
文化 8・12	井關村支配金貸出帳	1251					
文化 9・11	井關村支配金貸出帳	1252					
文化 10・11	井關村支配金貸出帳	1253					

表2.関川文書 石川村閑連文書（一部抜粋）

年代	標題	番号	備考	
寛永 18・8	常陸国新治郡石川村御候地水帳	1		
寛永 15・8	御候地水帳	2		
寛永 18・8	常陸国新治郡石川村御候地水帳	3	田方領帳	
享保 6・6	石川村已御候地水帳	6		
明治 10	常陸国新治郡南石川村御候地帳	434	天保地等し	
天保 14・2	新治郡石川村御候地野帳	23		
天保 14・2	新治郡石川村御候地野帳	24		
天保 14・2	新治郡石川村御候地野帳	565		
天保 14・2	新治郡石川村御候地野帳	25		
寛政 6・7	石川村本郷分田方領帳	9		
寛政 6・7	石川村本郷分田方領帳	10		
寛政 6・7	石川村本郷分田方領帳	11		
寛政 6・7	石川村田方御案内帳	12-①	田畠替分	
寛政 6	石川村新田分田方領帳	13		
文化 1・4	南石川村本郷分田當子改帳	12-②		
文化 6・4	南石川村本郷分田當子改帳	12-③		
文化 10・8	石川村本郷分見案内帳	16		
文化 10・8	稻方領帳	17		
文化 10・8	石川村本郷分島方案内領帳	18		
文化 10・8	石川村本郷分島方案内領帳	19		
文化 10・8	石川村本郷分島方案内領帳	20		
文化 10・8	石川村本郷分島方案内領帳	21		
文化 10・8	石川村新田分島方案内領帳	15		
文化 11・5	石川村本郷分島當子改帳	439-①		
文化 14・7	石川村本郷分島當子改帳	439-②		
弘化 4・2	石川村田畠荒地開荒并屋敷改書上帳	28		
嘉永 2・9	石川村新田分田方御案内帳	29		
嘉永 7・7	石川村荒地開荒記上帳	30-①		
嘉永 7・8	石川村荒地開荒記上帳	30-②		
嘉永 7・8	石川村荒地開荒記上帳	30-③		
安政 5・8	新耕免書下下帳	31		
文久 2・4	石川村新耕免書上帳	32		
—	田野無園整取調帳	1184		
天保 4・4	石川村分野耕名書帳	22		
天保 14・8	石川村田當持高名書帳	26		
天保 14・8	南石川村田當持高名書帳	27		
明治 5・11	石川村分野貞永名書帳	34		
慶安 1・9	石川村子新池代半灌土代江代白打改帳	4-①		
元禄 8・2	石川村灌池代改帳	4-②		
元禄 8・2	石川村灌池代改帳	5		
正徳 1・9	石川村池代永引御改帳	4-③		
正徳 3・4	石川村半郷田方已土代改帳	4-④		
享保 14・12	南石川村池代永引改帳	435-⑥		
寛延 1・8	石川村御立山街歩井立木數引改帳	8		
宝曆 11・10	石川村本郷田方之内当白打改帳	435-⑦		
天明 3・8	石川村本郷分田方白打当牛引改帳	435-⑧		
寛政 1・7	石川村本郷分田方引改帳	435-⑨		
文化 1・7	新治郡石川村分崩山帳	14		
文化 3・3	石川村本郷分崩山帳	435-⑩		
天明 3・8	石川村嘉方水處御案内帳	469		
天明 6・8	石川村嘉方水處御案内帳	470-③		
	文化 5・9		石川村水處御方金御免改帳	410
	文化 6・8		石川村田畠嘉方水處當申並當改帳	470-②
	天保 7・9		石川村水押嘉方歩當改帳	473
	弘化 3・7		石川村田畠水冠字御書上帳	417
	嘉永 2・9		石川村嘉方西水處改帳	170-②
	嘉永 2・9		石川村田方西水處改帳	170-③
	安政 2・10		水處一御見切置置付引方勘定帳	421
	万延 1・9		石川村蓋申田方水處改畫上帳	470-⑤
	明治 2・11		石川村已田方嘉御引為割付帳	466
	明治 2・11		石川村已水處當見切引方書改帳	426
	明治 3・10		石川村牛本郷新田水處御引方勘定帳	427
	明治 4・3		〔去牛〕午水處之總目	1149
	正徳 2・9		石川村酉御年貢可納取付之事	579
	正徳 3・10		石川村成之御年貢可納取付	560
	正徳 4・10		石川村亥年貢可納取付	581
	慶安 1・10		石川村子御年貢可納取付之事	582
	慶安 2・10		石川村丑御年貢可納取付之事	583
	慶安 3・10		石川村寅御年貢可納取付之事	584
	慶安 4・10		石川村卯御年貢可納取付之事	585
	承応 2・10		石川村巳御年貢可納取付之事	586
	承応 3・10		石川村午御年貢可納取付之事	587
	明治 1・10		石川村未御年貢可納取付之事	588
	明治 2・10		石川村申御年貢可納取付之事	589
	明治 3・10		南石川村酉御年貢可納取付之事	590
	万治 1・11		石川村戌御年貢可納取付之事	591
	万治 2・10		南石川村亥御年貢可納取付之事	592
	万治 3・11		石川村子之御年貢可納取付之事	593
	寛文 1・10		南石川村丑之御年貢可納取付之事	594
	寛文 2・11		石川村寅之御年貢可納取付之事	595
	寛文 3・10		石川村卯之御年貢可納取付之事	596
	寛文 4・10		石川村辰之御年貢可納取付之事	597
	寛文 5・10		石川村巳御年貢可納取付之事	598
	寛文 6・10		石川村午之御年貢可納取付之事	599
	寛文 7・10		石川村未之御年貢可納取付之事	600
	寛文 8・10		石川村申之御年貢可納取付之事	601
	寛文 9・10		南石川村酉之御年貢可納取付之事	602
	寛文 10・11		南石川村戌之御年貢可納取付之事	603
	寛文 11・10		石川村亥之御年貢可納取付之事	604
	寛文 12・10		石川村子御年貢可納取付之事	605
	延宝 1・10		石川村丑御年貢可納取付之事	606
	延宝 2		石川村寅御年貢可納取付之事	607
	延宝 3・10		南石川村卯御年貢可納取付之事	608
	延宝 4・10		南石川村辰御年貢可納取付之事	609
	延宝 5・10		南石川村巳御年貢可納取付之事	610
	延宝 6・10		南石川村午御年貢可納取付之事	611
	延宝 7・10		石川村未御年貢可納取付之事	612
	延宝 8・10		石川村子御年貢可納取付之事	613
	正徳 1・10		南石川村酉御年貢可納取付之事	614
	正徳 2・10		石川村辰御年貢可納取付之事	615
	正徳 3・10		南石川村巳御年貢可納取付之事	616
	正徳 4・10		南石川村子御年貢可納取付之事	617
	正徳 5・10		南石川村午御年貢可納取付之事	618

寛保 1・10	石川村西御年貢可納取附之事	619	安政 2・12	御城米年々過不足勘定帳	420
寛保 2・10	石川村御年貢可納取附之事	620	慶応 4・7	御年より御城米勘定年年々取調帳	1221
寛保 3・10	石川村亥御年貢可納取附之事	621	天保 2・10	御城米積立運送帳	314-⑤
天保 2・10	南石川村卯御年貢可納取附之事	622	天保 10・10	亥御城米積立帳	314-5
天保 3・10	南石川村辰御年貢可納取附之事	623	弘化 2・10	巳御城米船積帳	1552-①
天保 4・10	石川村巳御年貢可納取附之事	624	弘化 4・10	御城米積立帳	314-7
天保 5・10	南石川村午御年貢可納取附之事	625	嘉永 1・10	申御城米積立帳	314-8
天保 6・10	石川村未御年貢可納取附之事	626	安政 6・11	未御城米積立帳	314-11
天保 7・10	南石川村申御年貢可納取附之事	627	慶応 1・9	御城米積立帳	314-3
天保 8・10	石川村酉御年貢可納取附之事	628	慶応 2・10	御城米積立帳	314-4
天保 9・10	石川村戌御年貢可納取附之事	629	明治 3・10	石川村御城米積立帳	314-2
天保 10・10	石川村亥御年貢可納取附之事	630	天保 8・10	酉御城米請取通帳	544
天保 11・10	石川村子御年貢可納取附之事	631	享和 2	《石川村御用留帳》	1354
天保 12・10	石川村丑御年貢可納取附之事	632	享和 4	子御用留帳	480
天保 13・10	石川村寅御年貢可納取附之事	633	文化 4	御用留帳	481
天保 14・10	石川村卯御年貢可納取附之事	634	文化 8	《石川村御用留帳》	1355
天保 15・10	石川村辰御年貢可納取附之事	635	文化 9	申御用留帳	559
弘化 2・10	石川村巳御年貢可納取附之事	636	嘉永 5・1	御用符留帳	301
弘化 3・10	石川村午御年貢可納取附之事	637	安政 2・1	石川村御配符留帳	302
弘化 4・10	石川村未御年貢可納取附之事	638	文久 4・1	御用御配符留帳	303
嘉永 1・10	石川村申御年貢可納取附之事	639	慶永 2・1	石川村寅御配符留帳	304
嘉永 2・10	石川村酉御年貢可納取附之事	640	明治 2・1	御用御配符留帳	305
嘉永 3・10	石川村戌御年貢可納取附之事	641	嘉永 7・11	議定書(村方義儀改革)79)	319
嘉永 4・10	石川村亥御年貢可納取附之事	642	文化 1・6	石川村子人別並馬改通帳	327
嘉永 5・10	石川村子御年貢可納取附之事	643	天保 11・7	石川村子人別馬改帳	328
嘉永 6・10	石川村丑御年貢可納取附之事	644	弘化 3・7	石川村牛恩人別並馬改帳 卷	331
嘉永 7・10	石川村寅御年貢可納取附之事	645	弘化 3・7	石川村牛恩人別並馬改帳 式	330
安政 2・10	石川村卯御年貢可納取附之事	646	弘化 3・7	石川村牛恩人別並馬改帳 参	329
安政 3・10	石川村辰御年貢可納取附之事	647	嘉永 5・7	石川村子恩人別並馬改帳 (三)	334-1
安政 4・10	石川村巳御年貢可納取附之事	648	嘉永 5・7	石川村子恩人別並馬改帳 (四)	334-2
安政 5・10	石川村午御年貢可納取附之事	649	安政 5・7	石川村子恩人別並馬改帳 (一)	335
安政 6・10	石川村未御年貢可納取附之事	650	元治 1・6	石川村子恩人別並馬改帳	336-4
万延 1・10	石川村申御年貢可納取附之事	651	元治 1・6	石川村子恩人別並馬改帳	336-3
文久 1・10	石川村酉御年貢可納取附之事	652	元治 1・6	石川村子恩人別並馬改帳	336-2
文久 2・10	南石川村戊御年貢可納取附之事	654	元治 1・6	石川村子恩人別並馬改帳	336-1
文久 3・10	石川村亥御年貢可納取附之事	655	明治 3・7	南石川村牛恩人別並馬改帳	333
元治 1・11	南石川村子卯御年貢可納取附之事	656	明治 3・7	南石川村牛恩人別並馬改帳	332
慶応 1・10	石川村丑御年貢可納取附之事	657	明治 3・7	南石川村牛恩人別並馬改帳	338
慶応 2・10	石川村寅御年貢可納取附之事	658	嘉永 7・7	《人房増改帳》	344
慶応 3・10	石川村卯御年貢可納取附之事	659	安政 5・12	石川村御用改書上帳	471
明治 1・11	石川村辰御年貢可納取附之事	660	天保 2・12	下利根川行儀御普請工務并土浦銭電役總帳	413
明治 2・10	石川村巳御年貢可納取附之事	661	天保 8~明治 3	竹刷勘定控	422
天保 9・11	石川村御城米并御物成大豆取立帳	403	天保 10・3	南石川村戊洋役金取立帳	415
弘化 2・11	石川村巳御城米取立帳	404	慶応 2・3	石川村丑洋役金取立帳	451
安政 2・10	石川村卯御城米取立帳	405	万延 1・3	分割山野耕并見取帳	373-4
光治 1・12	石川村子卯御城米取立帳	406	天保 6	分割山帳	373-5
慶応 1・10	石川村丑御城米取立帳	407-1	文久 11・6	御収納金通帳	425
慶応 2・11	石川村卯御城米取立帳	407-2	天保 10・6	亥御城米取立帳	545
慶応 3・11	石川村卯御城米取立帳	407-3	嘉永 7・6	御収納金取立帳	543
天保 7・11	石川村卯御城米大豆取立勘定帳	414	安政 6	御収納金通帳	550
弘化 4・12	石川村卯御城米取立勘定帳	507	万延 1・6	御収納通帳	551
嘉永 6・2	石川村子卯御城米運賃定帳	419	万延 1・6	申御収納通	548
天保 12・12	石川村卯御城年々仕訳帳	416	元治 1・6	金錢御収納通	552
安政 2	御城米年々取扱通帳	1373			

元治 1・6	御収納取立帳 (総括)	424-①
慶応 1・6	御収納取立帳	424-2
慶応 1・6	御収納通帳	553
慶応 2・3	御収納通帳	554
慶応 3・6	御収納請取帳	549
慶応 3・6	御収納通帳	555
慶応 4・6	御収納通帳	556
慶応 4・6	御収納金銭取立納控帳	547
慶応 4・6	御収納金銭通帳	546
文政 12・7	小石川御殿御借先:付借金割引取立帳	411
文政 13・8	小石川御殿御借先:付借金割引取立帳	412
弘化 4・3	石川村日光借金割引取立帳	418
安政 1・12	真船酒米:付御軍需御金上留	558
安政 2・5	中納言慶次公様御俸圖:付冥加金額納書上帳	423
慶応 4・2	駿納金井調達会議取扱	511
文化 13・9	諏訪公様御通帳:小幡詫人馬貢料元帳	374
文政 12・12	喜多様御通帳:小幡詫人足貢料帳	375
天保 4・4	御俸圖:付小幡詫人馬貢料元帳	376
嘉永 5・1	石川村亥諸御用馬書上帳	318
安政 3・6	小石川御手足人足割合帳	499
元治 2・3	石川村子非常人足書上帳	377
文政 2・11	土浦鶴庵・中津川郡役職帳、取立帳	479
天保 11・9	土浦鶴庵、箕子・福川郡總務替金取立帳	307-5
安政 4・10	土浦鶴庵井岸玉里村瀬池掛、割合元帳	498
安政 3・9	井原・下玉原両領田地通帳并当行風祭納入用割合帳	312
天保 9・12	御教被下金留帳	361
文政 13・11	石川村瀬殿年々改帳	356
天保 8・10	石川村瀬殿元帳	360
天保 10・12	祥倉舍井村穀稻分改帳	362
弘化 2・11	祥倉舍井村穀殿年々改帳	363
文久 2	沼越御取調書上帳	364
天保 2・10	石川村御賣上稟取立帳	357
天保 4・3	石川村底御上稟斗立帳	358
天保 8・8	石川村稗面付書上帳	359
天保 15・4	底御牌譲取帳	515
嘉永 2・3~3・7	西御牌譲取帳	353
嘉永 4・7	亥御牌譲取帳	354
明治 3	集殿之印:付諸書上控	1147
文政 3・8	石川分村金資出帳	370
天保 11・11~弘化 1	祥倉金元帳	351
弘化 2・12~安政 5	祥倉金元帳	352
万延 1・3	祥倉米貢出改帳	373-3
天保 3・4	祥倉金貢改立帳	345
弘化 3・5	祥倉舍年々取立帳	346
弘化 4・1	未祥倉金取立帳	347
嘉永 6・11	祥倉金貢取立帳	348
安政 2・11	祥倉金貢取立帳	349
安政 3・10	祥倉金貢取立帳	350
文政 5・12	祥倉金納済指引帳	355
安政 4・6	高崎・高浜・石川・三村四ヶ村圖面	1145
—	《新治都石川村全圖》	1154
明治 6	鹿平・西平新聞絵図	1146
嘉永 5・4	石川・亥倉村境絵図	516

ひたちのくにそうしゃぐうさいれい　し　し　だ　し　ぎょうじ 常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事

石岡市指定無形民俗文化財（令和3年10月20日指定）

石岡市教育委員会 谷仲俊雄

行事の概要

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事は、常陸國總社宮の例大祭（石岡のおまつり）に伴って巡行する祭礼風流の行事です。氏子の町内より、多数の獅子や山車が曳き出されます。

獅子 道路に充满する魑魅魍魎を呪止するため歩行し、民家の悪魔払いもするという「行道獅子」です。獅子頭の後ろに車輪付きの「獅子小屋（屋台）」がつき、幌が「獅子小屋」を隠すように覆うことから「幌獅子」と呼ばれます。小屋内部に囃子方を入れて行進する「屋台獅子」の形態をとりますが、独自の形相をもっています。お囃子に合わせて前方では獅子舞をしながら進んでいます。

嘉永7年（1854）や安政3年（1856）の「香丸組御用留」には、愛宕神社の祭礼風流として「土橋町の大獅子」が記録されていて、今のところ史料的初見となります。

紀年銘から現在確認できる最古の獅子頭は仲之内の獅子頭で、明治29年（1896）同町の福德稲荷神社祭礼の際に製作奉納されたものです。

明治33年（1900）以降土橋町・仲之内の獅子は神輿渡御の露払いを務めていますが、後に他の町内も競って獅子を出すようになります。令和元年現在では、32町内から33台の幌獅子が出されています。

山車 二層から三層構造で、最上部には依り代となる人形が乗り、中層が踊り舞台となり、「石岡囃子」と総称される山車囃子の演奏に伴い踊り手が踊りを行います。いわゆる江戸型の山車ですが、舞台上では踊りと笛・鉦の演奏のみで、太鼓は側面に組み立てられた場所で奏される独自なものとなっています。

明治29年（1896）に建造された中町の江戸型山車を嚆矢とします。それまで「踊り屋台」はありましたが、人形を依り代とする江戸型山車はありませんでした。以後、明治35年（1902）の新年番制度の誕生とともに各町内も競って山車を建造し、幌獅子とともに祭礼風流の主役となっていました。令和元年現在では、12町内から12台の山車が出されています。

ささら 一人立ちの3人1組からなる三匹獅子舞で、獅子頭をつけた3体の人形をそれぞれ2本の棒によって操る「棒ささら」です。人形は老獅子、雌獅子、若獅子と

呼ばれ、老獅子と若獅子には2本の角があり、若獅子の角には金箔が貼られています。

ささらの頭は一般的には狛犬、鹿、猪、龍などをかたどり、なかでも「狛犬型」が多く見られますが、本例は「龍頭型」を呈しています。

富田町が有する全町内唯一の祭礼風流で、神輿渡御の露払いを務めていますが、明和年間（1764-1772）の祇園祭りにおいてすでに神幸行列の先頭を務めており、青屋祭りの先払いに起源を持つ可能性があります。

現在のささらの製作年代は不明ですが、屋台前の角2ヶ所にある擬宝珠には「嘉永二年（1849）西六月日富田町」と刻まれています。

行事の評価

本行事は歴史的にみると、幌獅子が広く巡行されるようになったのは明治33年以降、山車についても明治29年以降で、その後整備されてきた行事で歴史の古いものではありません。また、天下祭りに代表される江戸の都市祭礼の影響が随所にうかがわれ、その影響を受けながら発展してきたものです。

しかし、江戸型山車においても踊りを主とし、太鼓を側面に配するなど、「石岡的な変容」を行っています。そこに、きわめて独自な幌獅子や、在地性の強いささらが融合し、地域固有な祭礼文化へと発展を遂げています。また、土浦や小川、柿岡など、周辺の地域のお祭りや祭囃子にも影響を与えているのも特徴で、独自のお祭り文化圏を形成していく、この地方を代表する重要な行事と言えます。

文献

- 金 賢貞 2013『「創られた伝統」と生きる』青弓社
木村竹次 1994『昭和の石岡の祭り』写真集いしおか昭和の肖像』写真に見る石岡の昭和史研究会
櫻井 明 1997『祭礼の伝承—常陸總社宮祭礼—』『常府石岡の歴史』石岡市教育委員会
常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会 2020『常陸國總社宮例大祭（石岡のおまつり）の歴史と現況』石岡市
茂木 栄・島田 潔 1995『常陸國總社宮に關わる祭要素の持続と変化』『國學院大學日本文化研究所紀要』第75輯

常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行臺

令和3年10月20日 石岡市指定無形民俗文化財

保護団体：常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会

独自な「幌獅子」

獅子

幌のなかの胴部に屋台を納め、そこに囃子方をいれで行進する「幌獅子」

由来 嘉永7年(1854)・安政3年(1856)

「香丸組御用留」...「土橋町の大獅子」

「仲之内の獅子頭」...明治29年(1896)製作奉納

⇒明治33年(1900)以降、土橋町・仲之内の獅子は、神輿渡御の露払いを務める

⇒他町内も競って獅子を出すようになり、32町内33台(令和元年現在)

「江戸型山車」の改造

山車

二層から三層構造で、中層が舞台、最上層には依代となる人形が乗る「江戸型山車」

通常の江戸型山車では、太鼓・笛・鉦といった演奏は全て舞台上で行われ、踊りは補助的

⇒石岡では舞台上は踊りと笛・鉦で、太鼓は側面

由来 明治29年(1896)建造の「中町の山車」(八形)は三代目原舟月の優品「日本武尊」)

※それまでは「踊屋台」のみ
⇒明治35年(1902)の新年番制度誕生とともに、他町内も競つて山車を建造。12町内12台(令和元年現在)



伝統の「棒ささら」

ささら

一人立ちの3人1組からなる「三匹獅子舞」

由来 神輿渡御の露払いを務めるが、明和年間(1764-1772)の祇園祭においてすでに神幸行列の先頭を務めており、春屋祭りの先払いに起源もある可能性がある
屋台前の擬宝珠...「嘉永二年(1849)酉六月日富田町」
⇒「ささら」とセットになる「物勤(みろく)」(木之地に伝わるが、昭和9年を最後に廃れる)



地域固有な祭礼文化へと発展
土浦や小川、柿岡など、周辺の地域のお祭りや祭囃子にも影響

石岡市だけではなく、茨城県を代表する重要な行事

個性豊かな獅子頭



森木町



土橋町



金丸町



守橋町



富田町



仲之内



宮下町



青木町



幸町



国分町



若松町



泉町



星の宮



鹿の子



茨城



日地



水久保



北の谷



ばらまき古



兵崎



六軒



山王台



元真地



六軒東



小川町



東町



若松東



出し山



大和町



大和



正上内



南台

山車人形とささら

				
音原道真[森木町]	桃太郎[大小路町]	弁財天[金丸町]	静御前[守横町]	袖木正成[富田町]
				
神武天皇[音木町]	老嫗子[ささら]	雄御子[ささら]	若御子[ささら]	武藏稚命[寺町]
				
仁徳天皇[國分町]	日本武尊[中町]	八幡太郎[若松町]	鍾馗[泉町]	聖徳太子[香丸町]

『常陸國總社宮例大祭(石岡のおまつり)の歴史と現況－石岡のおまつり歴史実態調査報告書－』令和2年3月発行より作成

石岡歴史年表

時代	年	日本の主なできごと	石岡の主なできごと
旧石器時代		<ul style="list-style-type: none"> ・採集や狩りで生活する ・石器などがつくられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器など 【下ノ宮遺跡・宮平遺跡・半田原遺跡・二子塚遺跡など】
縄文時代		<ul style="list-style-type: none"> ・土器や石器、弓などを採集や狩りなどで生活をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・縄文土器や住居跡、貝塚など 【三村地蔵産貝塚・東大橋原遺跡・宮平遺跡・東田中遺跡など】
弥生時代	200	<ul style="list-style-type: none"> ・米作りが日本各地に広まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・弥生土器や住居跡など
	300	<ul style="list-style-type: none"> ・卑弥呼が魏に使いを送る（239） 	<ul style="list-style-type: none"> 【餓鬼塚遺跡・外山遺跡・宮平遺跡・新池台遺跡など】
古墳時代	400	<ul style="list-style-type: none"> ・大和朝廷の全国統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の古墳が造られる【二子塚遺跡・丸山古墳など】
	500	<ul style="list-style-type: none"> ・前方後円墳が全國に広がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型古墳が造られる【舟塚山古墳・府中愛宕山古墳など】 ・各地に古墳群や埴輪が作られる【西町古墳・丸山4号墳など】
飛鳥時代	600	<ul style="list-style-type: none"> ・聖德太子が摂政になる（593） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸国が誕生し、石岡地方は茨城郡となる
	700	<ul style="list-style-type: none"> ・大化の改新（645） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸国を治める役所国衙が石岡に置かれる【常陸国府跡】 ・茨城郡を治める役所国衙が茨城に置かれる【茨城廬寺跡】
奈良時代		<ul style="list-style-type: none"> ・平城京（奈良）遷都（710） ・古事記、日本書記、万葉集ができる ・東大寺の大仏開眼式（752） ・蝦夷征討（東北地方の平定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸國風土記がこの頃完成する ・国分寺・国分尼寺の建設が始まる 【常陸國分寺・国分尼寺跡、瓦塚窯跡】 ・蝦夷征討の基地となる【鹿の子遺跡・漆紙文書】
平安時代	800	<ul style="list-style-type: none"> ・平安京（京都）遷都（794） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸國總社宮などの神社、西光院などの寺がこの頃できる
	900	<ul style="list-style-type: none"> ・武士団が各地に生まれる 	
	1000	<ul style="list-style-type: none"> ・平将門の乱が起こる（935） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平将門が、常陸國府を焼き国印などを奪う（939）
	1100	<ul style="list-style-type: none"> ・藤原道長が摂政となる（1016） 	
	1200	<ul style="list-style-type: none"> ・平清盛が太政大臣になる（1167） 	<ul style="list-style-type: none"> ・源頼朝が、常陸國府に来て佐竹氏を攻める（1180）
鎌倉時代	1200	<ul style="list-style-type: none"> ・源頼朝が征夷大將軍となる（1192） 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬場（大掾）資幹、府中の地頭を認められる（1214） ・浄土真宗開祖親鸞が、石岡地方にも來訪する
	1300	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉幕府が滅びる（1333） 	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝方の佐竹氏が石岡城に迫る 国府原合戦（1337）
室町時代	1400	<ul style="list-style-type: none"> ・足利尊氏が征夷大將軍となる（1338） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掾高幹、北朝方に転じる（1338） ・大掾詮国が旧国衙の地に府中城を築く（1346）
	1500	<ul style="list-style-type: none"> ・応仁の乱が起こる（1467） 	<ul style="list-style-type: none"> ・太田資正（三楽斎）、片野城に入る（1564）
	1600	<ul style="list-style-type: none"> ・織田信長が室町幕府を滅ぼす（1573） ・豊臣秀吉が全国を統一する（1590） ・関ヶ原の戦い（1600） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掾清幹が佐竹氏に攻められ、大掾氏滅亡する（1590） 【石岡地方は佐竹氏の完全な支配となる】 ・石岡地方にも検知が行われ、茨城郡から新治郡になる
江戸時代		<ul style="list-style-type: none"> ・徳川家康が征夷大將軍となる（1603） 	<ul style="list-style-type: none"> ・六郷政秉が府中へ移る（1602） ・片野城に滝川雄利が入る（1603）
	1700	<ul style="list-style-type: none"> ・鎖国が完成する（1641） ・各地で新田の開発が行われる 	<ul style="list-style-type: none"> ・皆川広照が府中へ移る（1623） ・一里塚が主要街道に設けられる
	1800	<ul style="list-style-type: none"> ・国学や蘭学が盛んになる ・江戸を中心に町人の文化が栄える 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳川光圀の弟松平頼隆が府中松平藩主となる（1700） ・府中平村（現在の石岡の中心部）大火（1728） ・高浜・石川に河岸問屋組合が結成される（1782） ・陣屋門が建てられる（1828） ・改革組合村柿岡五十三か村組合が成立する（1829）

江戸時代		<ul style="list-style-type: none"> ペリーが浦賀に来る（1853） 安政の大獄・桜田門外の変（1860） 徳川慶喜が大政奉還をする（1867） 	<ul style="list-style-type: none"> 都々一坊扇歌、府中平村にて亡くなる（1852） 佐久良東雄、桜田門外の変に連座して捕まり、獄で食を断ち亡くなる（1860） 天狗党事件、染谷や府中宿が焼打ちされる（1864）
明治時代		<ul style="list-style-type: none"> 明治維新、江戸を東京とする（1868） 廃藩置県（1871） 学制が公布される（1872） 大日本帝国憲法が発布される（1889） 	<ul style="list-style-type: none"> 府中藩が石岡藩と名前を変え、府中平村も石岡と名前を変える（1869） 石岡地方は、新治県となる（1871） 茨城、新治の両県を合併し、茨城県となる（1875） 石岡醤油醸造組合が設立される（1886） 石岡・高浜・柿岡町、閑川・三村・園部・瓦会・林・恋瀬・草穂・小幡・小桜村が誕生する（1889） この頃、各地に尋常小学校や高等小学校ができる 石岡書籍館が創設される（1889） 明治天皇、陸軍大演習のため、園部村に行幸（1890） 石岡駅・高浜駅完成（1895） 真家信太郎、野菜促成栽培の試作に着手（1901） 常陸國總社宮まつり年番制度確立（1902） 国分寺から出火150戸焼失、仁王門など焼失（1908）
	1900	<ul style="list-style-type: none"> 日清戦争（1894～1895） 日露戦争（1904～1905） 	
大正時代		<ul style="list-style-type: none"> 韓国併合（1910） 関東大震災が起こる（1923） 普通選挙法公布（1925） 	<ul style="list-style-type: none"> 新治郡立農学校（現石岡一高）創立（1910） 石岡に電灯がともる（1911） 町立石岡実科高等女学校（現石岡二高）創立（1911） 柿岡に地磁気観測所設置（1913） 羽成卵兵衛、八木干拓工事に着手（1920） 町立石岡図書館となる（1923）
昭和時代		<ul style="list-style-type: none"> 満州事変（1931） 日中戦争（1937～1945） 太平洋戦争（1941～1945） 日本国憲法が公布される（1946） 義務教育が六三制となる（1947） サンフランシスコ平和条約（1951） 東海道新幹線開通（1964） 東京オリンピック（1964） 札幌冬季オリンピック（1972） 沖縄日本に復帰する（1972） 日中平和友好条約（1978） つくば科学万博（1985） 	<ul style="list-style-type: none"> 石岡町大火、中町より出火約600戸全焼（1929） 鹿島参宮鉄道全線（石岡～鋳田）開通（1929） 半ノ木に大日本飛行協会の中央滑空訓練所建設開始（1940） 小学校・中学校の開校（1947） 高浜町、石岡町に編入（1953） 石岡市誕生（2月）、三村・閑川村編入（12月）（1954） 山根1町7村が合併し、八郷町誕生（1955） 県立八郷高校創立（1963） 県立石岡商業高校創立（1964） 市民会館完成（1968） 柏原工業団地完成（1972） 茨城国体開催、バドミントン会場（1974） 市立図書館完成（1980） 常磐自動車道石岡まで開通、八郷町中央公民館完成（1982） 茨城県フラワーパーク開園（1985）
平成時代	2000	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災（1995） 長野冬季オリンピック（1998） サッカーワールドカップ韓国と共同開催（2002） 東日本大震災（2011） 	<ul style="list-style-type: none"> 八郷温泉ゆりの郷オープン（2000） 石岡市と八郷町が対等合併し、新石岡市が誕生（2005） 鹿島鉄道廃止（2007） 東日本大震災で被害を受ける（2011） 朝日トンネル開通（2012）

『ふるさと学習—石岡を学ぶ』（平成28年4月発行）より一部改変

**第6回 石岡市文化財調査報告会
発表要旨**

2022（令和4）年8月20日発行

- 編集 石岡市教育委員会 文化振興課
- 発行 石岡市教育委員会
〒315-0195 茨城県石岡市柿岡5680-1
- 印刷 共和印刷株式会社
〒315-0001 茨城県石岡市石岡2747-68
-